

議事日程(第8号)

平成27年3月24日 午前8時58分開議

- 日程第1 議案第13号 債権放棄について
- 日程第2 議案第14号 町道路線変更認定について
- 日程第3 議案第15号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第4 議案第16号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第17号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第18号 吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地の家賃の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第19号 吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第20号 吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第21号 吉賀町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第22号 吉賀町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第23号 吉賀町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第24号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第25号 吉賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第26号 吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第15 議案第27号 吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の制定について
- 日程第16 議案第28号 吉賀町民体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第29号 吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の制定について
- 日程第18 議案第30号 吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第31号 吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第32号 吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第33号 吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第34号 吉賀町保育所における保育に関する条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第35号 吉賀町小規模保育所条例の全部を改正する条例について
- 日程第24 議案第36号 吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正する条例について
- 日程第25 議案第37号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第38号 吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第39号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第40号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第41号 吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第42号 吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第43号 吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第44号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第45号 吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例を廃止する条例について
- 日程第34 議案第46号 六日市町災害復旧資金利子補給条例等を廃止する条例について
- 日程第35 議案第47号 平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第36 議案第48号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第37 議案第49号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第38 議案第50号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第39 議案第51号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第40 議案第52号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算

- 日程第41 議案第53号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第42 議案第54号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第43 議案第55号 平成27年度吉賀町一般会計予算
- 日程第44 発議第4号 吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第45 発議第3号 資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書(案)
- 日程第46 請願第1号 農協改革など、「農業改革」に関する請願
- 日程第47 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第48 請願第3号 TPP交渉に関する請願
- 日程第49 陳情第1号 急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書
- 日程第50 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第13号 債権放棄について
- 日程第2 議案第14号 町道路線変更認定について
- 日程第3 議案第15号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第4 議案第16号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第17号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第18号 吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地の家賃の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第19号 吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第20号 吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第21号 吉賀町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第22号 吉賀町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第23号 吉賀町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第24号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第13 議案第25号 吉賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第26号 吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第15 議案第27号 吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の制定について
- 日程第16 議案第28号 吉賀町民体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第29号 吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の制定について
- 日程第18 議案第30号 吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第31号 吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第32号 吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第33号 吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第34号 吉賀町保育所における保育に関する条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第35号 吉賀町小規模保育所条例の全部を改正する条例について
- 日程第24 議案第36号 吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正する条例について
- 日程第25 議案第37号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第38号 吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第39号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第40号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第41号 吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第42号 吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第43号 吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第44号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第45号 吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例を廃止する条例について

- 日程第34 議案第46号 六日市町災害復旧資金利子補給条例等を廃止する条例について
日程第35 議案第47号 平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
日程第36 議案第48号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
日程第37 議案第49号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第38 議案第50号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
日程第39 議案第51号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第40 議案第52号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
日程第41 議案第53号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算
日程第42 議案第54号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
日程第43 議案第55号 平成27年度吉賀町一般会計予算
日程第44 発議第4号 吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第45 発議第3号 資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書(案)
日程第46 請願第1号 農協改革など、「農業改革」に関する請願
日程第47 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願
日程第48 請願第3号 TPP交渉に関する請願
日程第49 陳情第1号 急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書
日程第50 閉会中の継続調査について

出席議員(11名)

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君	出納室長	青木 一富君
教育委員長	花崎 訓恵君	教育長	石井 澄男君
教育次長	坂田 浩明君		

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1に入る前に、差しかえと文字の削除についてお諮りをします。

先ほどの配付議案の中にあつたかと思いますが、議案第20号の吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についての説明の用紙、表でない2枚目の分ですが、を全部差しかえます。

それともう1つ、一般会計予算のページ37、一般会計の37ページです。37ページの節の区分で、原材料費と備品購入費とありますが、そのちょうど横ぐらいになります。U・Iターン子育て住まい支援事業補助金とあります。U・Iターン子育て住まい支援、その真ん中の「住まい」という3字を削除いたします。

以上、差しかえは議案第20号の説明欄の2枚目です。それと、文字削除は一般会計予算の37ページのU・Iターン子育て住まい支援事業補助金とあるのを「住まい」の部分の3字の削除です。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、そのようによろしく願います。

日程第1. 議案第13号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、議案第13号債権放棄についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第13号債権放棄についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第14号町道路線変更認定についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第14号町道路線変更認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第15号過疎域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第15号過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員です。賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第16号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 先般の藤升議員の御質問で、答弁残りがございましたので、最初に答弁させていただきます。

この条例改正に当たる認定委員会と審査会の構成メンバーについての御質問でございましたけれども、これにつきましては、総合事務組合のほうに問い合わせをいたしましたけれども、特にどういう団体の代表といった明確な規定はないようでございます。

現在の委員さんでございますけれども、認定委員会につきましては25年の1月1日から27年の12月31日までの任期で5名の委員がおられます。特に決まりはないんですが、一応、いろんな方面から代表に出ていただいているということで、市町村長の代表として雲南市長、それから労災関係の代表ということで松江労働基準監督署長、それから行政代表ということで県の市町村課長、それから医療の代表ということで松江市立病院の副院長、それから議会の代表ということで奥出雲町の議長、以上5名でございます。

それから、もう1つのほうの審査会のほうにつきましては、まだ実態もないということで、委員の選任もまだできてないということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第16号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第17号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この別表なんですけども、ほかの住宅の条例等では延べ床面積等も入れておりますが、これについて入れないという理由についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 特段の理由はないんですが。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） このたびの分というわけではありませんが、今の使用料等を判断をするのに、やはり建設年度それから延べ床面積というのは、非常に重要な指標となるというふうに思いますので、今後の中で面積等を入れてやる必要があると思いますが、その点についてどうお考えか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） この点について、ちょっと検討させていただいて、本日に合いませんので、また修正が必要でしたら改正等もお願いしたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第17号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第18号吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地の家賃の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第18号吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地の家賃の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第19号吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する

条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この注連川のと白谷の住宅ですかね、注連川ですね、これは。ありますが、入居される方は退去されて、また新たに入居されるということで、先ほど可決をされました条例等では7年ということになっておりますが、入居するという点で言えば、同じような状態の方が入居されるというふうに考えられますから、もともとこの条例では3万5,000円で入居から5年という条件になっております。これを廃止をするというのは、廃止をする必要がないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） この分については、合併前の六日市町でつくっていた条例で、条例と言いますか制度で、5,000円ほど、月額5,000円ほど5年間限り安くするという制度でありました。その部分について、合併時につくった条例で、その時点で、平成17年の10月1日時点で、まだ5年経ってない方がおられましたので、その残存期間と言いますか、その部分だけを保障する条例でありまして、合併以降に新たに入居された人を対象にしておりませんでした。その辺でもう既に制度そのものが失効しているというような状態ですので、今回、廃止をさせていただくということになります。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そうしますと、合併以後に入居された方、今の特例が3万5,000円ということじゃなくて、従来の4万円で入られたというふうになっていたということですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） そのとおりです。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第19号吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例を廃止する条例に

ついてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第20号吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この第2条で、教育長の勤務時間その他の勤務条件は、吉賀町職員の給与に関する条例云々と言うことになっておりますが、これを吉賀町職員の勤務時間休暇等に関する条例というふうに改めても問題はないですか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

現時点で、そういうふうに変えても問題ないかなとは思いますが、ただ、内容を精査していかないと、影響が及ぶ部分も出てくるのではないかとというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の、影響が出るのではないかとということでもありますけども、これは大もとの法律的に言いますと、改正された教育委員会の事務の関係の法律ですけども、それを見る限りにおいては問題はないというふうに考えております。

もしも、どうしても問題があるということであれば、今の条例面をのけて、一般職員の例によるというふうにしたほうがいいのではないかと考えます。

と言いますのは、この条例は、吉賀町の人でもすし、吉賀町外の人も見ることがあります。そのときに、勤務条件について教育長の勤務条件を見に行ったときに、吉賀町職員の給与というところに追っかけて行っても、勤務条件についてはそこには書いてないわけです。ですから、非常にわかりにくい条例になっている。そういう点で、もっとわかりやすい条例にするという意味で、先ほど言いました町の、町職員の勤務時間という文言にすれば、その条例にいくことが非常にたやすくなるというようなこともありますので、条例的に問題があるわけではありませんが、やはり、いろんな人が見る環境下にありますので、それを配慮すればもう一度、再検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、この条例制定につきましては、先般も御説明申し上げました、これまで教育長が一般職とそれから特別職の身分を有する、それが今度、新教育長になりますときには特別職のみになるということで、その根拠になりますのは教育公務員法の第16条、これが削除されることによってここに制定せざるを得ないということでございます。

だから、特別職になると言いましても、常勤であるということも、これも常勤の特別職であるということも決められておりますので、先ほど言いましたように職員と例によるということを示したわけでございます。

議員のおっしゃることも要するに、これを一目見てわかるか、わからないかというところで申し上げますと、少しわかりにくい可能性もございます。おっしゃるとおりでございます。その辺は少し勉強させていただいて、検討させていただくということでよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第20号吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についての対しての反対討論を行います。

先ほどの質疑の中にもありましたように、非常にわかりづらい条例となっているというふうに考えます。今朝ほど条例の差しかえ等もありましたように、もう少し丁寧に条例をつくり、議会に出すべきだと私は考えます。そういう注意喚起も含めて、反対をいたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第20号吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9. 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第21号吉賀町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第21号吉賀町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第22号吉賀町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第22号吉賀町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 1 1. 議案第 2 3 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 1、議案第 2 3 号吉賀町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありますか。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 第 2 条の（3）前 2 号に規定する場合を除くほか町長が定める場合ということで、なっております。そのままですらと読みますと、やはり「町長」のところを「教育委員会」というふうにするのが、そもそも教育長というのは教育委員会の合議に基づいて、それに基づいた職務を遂行する役割を担っておりますので、「教育委員会」とするほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

第 3 号の町長が定める場合というふうに表示してありますけれども、——第 2 条の第 3 号ですね——町長が定める場合というふうにあります。これは一般職の職務、職免に関するところでも町長が定める場合というふうになっております。そのように該当するということが職務専念義務の特例に関する場合だということでございますので、あくまでも承認権者は教育委員会であります。そういうところで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） それでは、議案第 2 3 号吉賀町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての反対の討論を行います。

先ほどの質疑をいたしました、今の答弁の中では、一般職の分でそうしているということで、いうふうに私は聞きましたが、よその同様の条例等も拝見をいたしましても、「教育委員会」としてるところが多数でございました。

先ほどの第 2 0 号とも同様ですけれども、非常にわかりづらいというのが第一ありますし、それから教育長という位置づけが今の教育委員会の中での合議に基づいた職務を遂行するということ

でありますから、そういう点では、ここは今の第2条の3号について、「教育委員会」とするのが妥当であるという考え、反対といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第23号吉賀町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12、議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第24号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第24号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第25号吉賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第25号吉賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第26号吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この第4条の、いいんですけれども、ここに、4号に警察及び消防関係機関というふうになっております。警察官という、これは私の認識であります、いわゆる悪い人を捕まえて、それを処罰の対象にするように手続きをするところだというふうに理解をしております。子供たちの場合は、そういう対象にするというのはいかがなものかと思えます。

それで、これは、そもそも津市立中学校におけるいじめのものが発端となっております。恐らく教育委員会においては、ここに関する第三者委員会の調査報告等にも目を通しておられることというふうに思いますが、その216ページに、いわゆるいじめ行為や犯罪行為に該当する場合、少年の権利擁護とともに、少年の健全な育成を期し、性格の矯正及び環境の調整にかかわる必要がある、これは少年法第1条ですね、これを実現するためにはまず云々ということであり

まして、このようなことができるのは、まさに弁護士であるというふうに述べられているところ
であります。

そうしますと、ここを先ほどの第4号ですけれども、「弁護士」ということを入れるということ
は妥当ではないかというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

第4条の第4号の警察及び消防関係機関というふうに入れておりますけれども、いじめ防止対策
推進法の中でも、中の14条でいじめ問題対策連絡協議会といった項がありますけれども、その中
で警察等も入れて組織をすることができるというふうに書いてあります。それに基づいて今回、
そこに構成員としてあげたところであります。

議員御指摘の弁護士等につきましては、確かにそういう専門的なところが必要でございます。
そういった専門的な知識を持っておられる方々には、第3章で上げております、吉賀町いじめ防
止等対策審議会、そちらのほうで御意見を伺うというふうな考え方をしております。緊急対応
時、重大事態等があったときには、そういった方たちの御意見も伺いたいというふうに思ってお
ります。

なお、現時点では吉賀町独自でそれぞれの学校で相談体制が組めるように、弁護士それから臨
床心理士、それから大学の専門教員、それから医師、そういった方々のアドバイザーを委嘱して
アドバイスを受けられるような体制づくりをしたいというふうに、予算的にも現在、お願いをし
ているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 第3章のほう、防止等対策審議会のほうでということでありまし
た。

しかしながら、この連絡協議会におきまして、権利擁護のことを専門的に考え、発言のできる
人は、誰かおられますか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 現在、こちらのほうで考えていますのは、構成メンバーとしまして
吉賀町の校長会、教頭会、それから教育委員会、それから益田児童相談所、それから民生児童委
員の代表、それから法務局の益田の支局長、支局の代表の方、それから津和野警察署、学校支援
アドバイザー、PTA連合会等を想定をしております。

この学校支援アドバイザーの中に、先ほど言いました有識者、弁護士、精神科医、臨床心理士
等も入っていただくということにしております。考えております。

先ほど対策審議会のほうでと言いましたけれども、ここでもそういった方たちを入れる予定にし

ております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第26号吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第27号吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この協議会の最初の招集は誰が行うことになるか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えをいたします。

この協議会の設立に当たりまして、この26年度に準備会、それからその前の1年かけて、公民館、従来の公民館を核としてやってきておりますので、そういった形で設立に向けて協議をしてきました。

したがって、先般2月24日でしたか、公民館長主事会議を行いましたけれども、この趣旨についても御説明申し上げて、公民館が主体的にやっていただくということをお願いしております。

したがって、協議会等、既にできているところもございますけれども、呼びかけは公民館がするということになります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） 私、間違えました。地域会議の説明が、今の説明でございまして、協

議会は、これはあくまでも教育委員会が行います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第27号吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第28号吉賀町民体育館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑を終わり、討論を終わります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 議案第28号の賛成の討論をさせていただきます。

改正前は、約1日9時間使いまして、六日市と柿木の体育館で約2万円の使用料の差異がありましたが、見直しをすべきということで今まで質問させていただきましたが、ほぼ同額になりました。完全ではありませんが、これ、お互いに体育館の空調設備のシステムの関係で、全く同一にはなりませんが、ほぼ同じ程度に見直されましたので、私は議案第28号に対しまして賛成を行います。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第28号吉賀町民体育館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第29号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の制定についてを議題とします。

本案についても、質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 説明を受けたかもしれないんですが、お聞きします。現在の利用される方と利用料、また管理のあり方について、どのような協議をされたのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。この蔵木グラウンドゴルフ場の整備に当たっては、体育協会、それからスポーツ推進員、それから競技団体であるグラウンドゴルフ協会、それから地元の自治会の方、そういった方たちに集まっていただいて、整備の条件等も規模等も検討を協議してまいりました。その中で整備をした後には、今までは無料であったけれども使用料をいただくということは、その中で了解を得られているというふうに考えております。

それから、管理につきましては、できたときにはいずれ指定管理という方向になるということもその場で協議し、了解を得ているというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この横側にあります中学校のグラウンドですけども、これは公式の協議ができるグラウンドとしてなっておりますので、学校等で正式な大会等も行われております。そういう場合を含めてですけども、学校行事のほうが常に優先をされるというふうに理解をされているのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

グラウンドゴルフ場との兼ね合いということですか。基本的には、グラウンドゴルフ場を使っ

ていただくということと、それから学校行事等とは特に重なる場合はないんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、そういう学校行事で大きな大会とかいろいろなことがあったという場合には、そういった、お互い協議をしながら協力関係を保つようにしたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。したがって、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第29号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の制定についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第18、議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第30号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第30号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
ここで、10分間休憩します。

午前9時54分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第19. 議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第31号吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を
改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第31号吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第20. 議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第32号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を
改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、議案第32号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第21. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第33号吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、議案第33号吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第22. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第34号吉賀町保育所における保育に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、議案第34号吉賀町保育所における保育に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第35号吉賀町小規模保育所条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 延長保育事業について第10条で述べておりましたが、通常の開所時間が午前7時半から午後6時半までとなっておりますが、延長保育の時間帯としてはどの程度見込んでおられるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

来年度、小規模保育所、木部谷保育所が5名から6名くらい、それから朝倉保育所が11名程度の入園者が予定されております。非常に小規模の保育所ですので、まずは保護者の方々のニーズをお聞きしたいというふうに思っております。まだ11時間保育というのは相当長い保育ですから、児童にとって我々が延長保育をすればするほど、それはある意味、子供にとっては虐待、消極的な虐待につながるということもございますので、園を開園するほうの側として、野放図に延長保育の時間を3時間とか4時間とか、そういうふうに設定するということは、これはよろしくないというふうに思いますので、これについては少し運用、保護者と話をしながらやっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この延長保育をした場合の利用料については、現在、検討している分についてお示しを願います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 保育料のことについて、一応、完全無償化を考えておるんですけども、一時保育であるとか、延長保育であるとか、病後児保育であるとか、こういった保育については、いわばオプションでございますので、オプションのほうまでどんどん無償化にしてしまうと、これはオプションを正規のルールというふうに勘違いをされるケースがございます。それは、あくまでもオプションでございますので、その部分については有料にしたいというふうに思ってるんですが、これは今後、少しこの部分も町長のただし書きがございますので、この部分についても少し運用の中で検討を加えていかなきゃいけないだろうし、それから全国的にも今、段階的に保育料を安くする自治体がふえておりますので、そういったところの事例も見ながら検討をさせていただきたいというふうに思いますが、基本的にはやはりオプションの部分についてはいかに費用をいただくというのが基本線だということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第23、議案第35号吉賀町小規模保育所条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第24、議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第36号吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 第6条の表のところに名称も上げられております、この中で柿木第二放課後児童クラブというのは説明でもありましたように、以前使っていたところを使用されるということです。

この施設は老朽化もありますし、階段等も危険な状態というのもあります。一方で蔵木でしたか、学校施設のほう、使わさせていただいてると思うんですが、柿木の学校施設の開放で、今まで色々と努力をしていただいておりますが、学校側が解放できないという理由にどのようなことを述べているか、わかる範囲でいいんですが、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 詳細な部分については、それはいちいちはお答えいただいてないんですけども、現在の柿木小学校、柿木中学校の状況の中で学童の部屋をお借りすると。それに対してはまだきちんとお貸しできる状況にないということです。

基本的には、やはり管理の問題が随分ありまして、学校の先生方は学童のどこまで管理ができませんから、結局、二重管理のような状況になって、それを一体どういうふうにするのかと。それから責任の問題であるとか、安全上の問題であるとか、そういったもろもろの問題を詰めてはいるんですけども、一つ一つの問題に対しましてお互いが答えを出すことができないという状況にありますので、当然、先方様は義務教育施設ですから、さまざまなしがらみの中で我々が任意にやっているサービスを、そちらのほうで提供させていただきますと言っても、それはやっぱり先方様の事情があつて、これはむしろ致し方ないことであつて、我々のほうの側がきちんとそういった児童福祉法なり、それから子ども・子育て支援法に基づいて施設をつくるのが本来は筋ですから、その筋が通らないからと言って、学校に開放してくださいと言って、学校が解放してくれないことを、半ば責め立てるような雰囲気のある方というのは、それはそれで若干違うのかなというふうには思いますので、教育委員会としても学校としても、このことに対しては非常に努力していただいているということは、ここで申し述べておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第24、議案第36号吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第25、議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第37号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） これにつきまして、先般の一般会計のところで、一般会計じゃない、介護保険の会計のところで答弁もいただいております。ありがとうございます。

ただ、消費税が10%になってからということで、この条例で行きます、第2号中の1号から3号までについては、消費税10%にしたときはそれぞれまた下げることになるということでありましたけれども、現状で行きますと、非常に介護保険料の負担が大変だということを先日曜日、集まりがあったときもいろいろとお聞きをしております。

ですから、この年度の初めから10%にした、消費税率10%にしたときと同じ乗率でもって利用料の算定ということにならなかったということについて、もう一度説明を願います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えをいたします。

厚生省からワークシートが来るんですけども、その厚生省から来たワークシートでは、10%のシミュレーションもございました。バージョンがどんどん、どんどん変わって行って、とうとう2月の最終のバージョンまで、バージョンが6が7ぐらいまで出てきたと思います。最終バージョンでは2.7%の介護報酬の引き下げを反映したものでやってくださいということでした。10%から始まって、とうとう最後は介護報酬の改定のところまでのバージョンで、我々はさまざまな推計をさせていただいたんですが、ただ、制度そのものがやはり10%の消費税が導入されたときのものに対して、最初から全国の自治体がやってくださいというふうなことにはなっておりませんので、我々としては六千五、六百人の町ですから、この中で自分たちの身の丈に合ったような方法というところになると、当面は第6期計画については、今の料率標準単価1.0で、5,300円がこれが妥当だと。それから低所得者の方々についても、当面は国の準則をそのまま適用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 事情はわからんでもないんですが、もし試算をしておられたらでよろしいんですが、先ほど言いました消費税率10%に引き上げたときの利用料の算定をした場合に、実際に総額の中でどのくらいの保険料が、いわゆるいただくほうの金ですね、が下がるといふふうになるのか、試算されておられたらお示しをください。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） この試算につきましては、全て県の高齢者福祉課の指示をいただいておりますので、10%のシミュレーションのものが公表できるのかどうなのかを含めて、検討させていただいたらというふうに思います。

というのは、2月24日時点でも私どものほうには県内の介護保険料の今回、条例提案されるものが来たんですけども、これも、このときに5,300円で一番最低水準だったんですが、ぎりぎりまで議会で変わったりとか、いろんなことがありますし、それから先行情報が走ったりするということで、なるべくそういった住民なり県民に混乱を与えるような情報と言うものは、自治体から差し控えてほしいという意向がございましたので、もちろんプレスのほうでもこれは出しておりません。出たのは3日か4日前だと思います。

ですから、やっぱりそういった、保険料が先走ってしまうと、なぜそういうふうにしなかったのかとか、いろんな憶測が呼びますので、この点についてはきちんと県と相談をさせていただいて、出せるものなら出したいというふうには思いますが、今、ここでは確約はできませんので御了解いただいたらというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 保険料の減額等について、これまでは国のほうが3つの要件と言うのを出しながらできないということをおっしゃっていますが、あくまでもそれは言うてただけに過ぎなくて、地方自治法上の観点から行きますと、そのことについては絶対的なものではないという国会での答弁もありますが、そのことについては私の理解、いわゆる町としてそういう保険料の、一律に下げるとかいうことは別にしまして、別にしないんですけども、済いません、部分的な対応として下げるとかいうことは、法律的に可能であるか、ないかという点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 大変申しわけありません。その政省令をどういいうふうに解釈するかという部分についての法律的な解釈については、今、ちょっと私はその力を持ち得ません

ので、御勘弁いただいたらというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております、議案第37号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

まず、第1の反対の理由といたしまして、この介護保険料ですが、県下では一番低い、今、報道されてる中では一番低い介護保険料となっており、これまでの町の努力の成果であるということは、私も評価に値するというように考えますが、一方で、今、低所得者、特に年金暮らしの方々の場合、実質的な年金の引き下げと言うのが続いております。そういう中で、介護保険料のまた引き上げということについては非常に苦しいものがあります。

したがいまして、私は消費税率10%になったときの乗率をもとに、ぜひとも引き下げをするということが必要であるというふうに考えております。

先ほどの質疑の中で、国会での答弁は、2002年3月19日の参議院厚生労働委員会の会議録というものが、これはインターネットで取ることができますが、この中で、当時の堤厚労省労働局長、また坂口当時の大臣ですけれども、のほうから出ておりますが、絶対だめだということ、いわゆる町で独自で保険料の減額をすることが絶対だめだというものではないという答弁をされております。

そういう点からいきますと、町民の暮らしの状況等を考えるならば、下げるべきであると。それに要する費用が簡単な、いわゆる保険料の歳入の部分だけでしかありません。国から入ってくるお金等を見捨てた分ではありますが、そういう中で1,000万弱であります。

あと、もう1点は、この介護予防日常生活支援総合事業等についての、これも29年の4月から始められるということですが、この事業につきまして、私の知っている範囲で言いますと、これまでの介護予防等になり、これは、だけでなく、実際に直接要支援者、要介護者と接する、特に要支援者なんですけれども、と接する人たちと言うのは一定の資格のある中でやっていただいている場合が多いという点からしますと、今度の新しい制度では、そうでない方々も従事をされるというふうに理解をしております、そうなりますと、今の認知症の問題で対応もしていただいておりますが、早期にいろんな対応をするという点では不十分であると。

この2点からこの吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について反対をするものであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第25、議案第37号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第26、議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第38号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第26、議案第38号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第27、議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第39号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第27、議案第39号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第28 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第40号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 条文の第29条記録の整備とありますが、この中で記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないということですが、通常、ほかの事業等の5年というような保存期限があったりしますが、2年としている点の理由をもう一度お願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） この記録については、給付については民法の規定の中で時効が2年になってますから、一般的に国保であるとか後期高齢者医療であるとか、介護保険についても2年になってるということです。

債権の関係については2年から5年のものもございまして、1年のものもございまして、介護保険法の中では5年が時効になってます。そういった関係であるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この条例が制定をされることによって、要支援の方々の受けるサービスが特別に変わる部分というものがありませんか、お示しをください。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 現行のままで変わるところはありません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第28、議案第40号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第29、議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第41号吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第29、議案第41号吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第30. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第30、議案第42号吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第30、議案第42号吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第31. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第31、議案第43号吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第31、議案第43号吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第32、議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第32、議案第44号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第32、議案第44号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第33、議案第45号吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例を廃止

する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 霊きゅう運送業務の廃止を要するということになりますと、現在の車両は不用になるというふうに考えますが、どういう処分とするのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 3月31日をもって議決いただきますと、霊きゅう業務を廃止するというに、その後、道路運送法上の手続き等もした上で、その車両については競売による売却をしたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第33、議案第45号吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第34 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第34、議案第46号六日市町災害復旧賃金利子補給条例等を廃止する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第34、議案第46号六日市町災害復旧資金利子補給条例等を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり採決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第35. 議案第47号

○議長（安永 友行君） 日程第35、議案第47号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第35、議案第47号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで10分間休憩します。

午前10時51分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第36. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第36、議案第48号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会

計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第36、議案第48号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第37. 議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第37、議案第49号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第37、議案第49号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38. 議案第50号

○議長（安永 友行君） 日程第38、議案第50号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） ちょっと聞きますが、この資料、予算の資料で今の被保険者の状況と、1番の介護保険被保険者の状況と、4番の算定調定額と収納状況の、人口の平成26年度というのが2,677人なっていますが、この65歳以上の2,703人というふうになつていますが、この被保険者の状況という分の、この差の数というのは、あとどういった状況で差がありますか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 資料何ページになりますか。

○議員（1番 桑原 三平君） 164と168。

○議長（安永 友行君） 資料の164と168だそうです。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 済いません。質問をもう少し、ちょっと整理をしたいんですが、164ページの1のところの平成27年度1月の2703ですか。と、それと、どこが違う、何ページ。（「168ページの4番の26年度の」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 人口がふえたということか。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 168ページの4のところの平成26年度は7月確定賦課時点2,677人ですので、実際には賦課がなされない人もおられますので、というのは、1号被保険者の中には住所地特例という制度がありますので、住民票の中には数字が入っているけれども、賦課をするときには、賦課は私どもは被保険者じゃないと数字もありまして、さまざまなその高齢者の数字は、その時点、その時点で違うもんですから、突合する数字を、私もここで上げているということではないですので、26年度の確定賦課の時点ですから、これは6月30日になります。この数字は。

164ページの27年の1は、これは被保険者台帳から調べてから、65歳以上の数字ということになります。

ただ、この数字も住民基本台帳の数字とは、また異なりますので、それぞれの数字でやっぱり把握する条件が違いますので、そういうふうに御理解いただいたらというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第50号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算に対しての反対の討論を行います。

その介護保険の改正におきまして、保険料が先ほどのありました介護保険の条例の時申しましたように、低所得者の保険料をもう少し消費税10%の分に下げるべきというふうに考え、この会計予算に反対をするものであります。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 議案第50号に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどありました国民健康保険もそうですけど、21年から始まりました予防事業によりまして、高齢化が進む中で介護保険料におきましては、5,300円という、県下でも保険料が一番低い値を示しております。これは、社協と一体となった取り組みの成果だと思っております。

このたびの予算にもそういう予防事業が、さまざまな予防事業が計上されております。この効果があらわれるのは長い時間が要るわけですが、ぜひ、その事業を継続していただいで、なるべく負担が少なくすむような、そして元気で高齢者が過ごせるようなまちづくりをしていただきたいという願いを込めまして、それと職員の皆さんの努力を大いに評価いたしまして、本案件に賛成をいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第38、議案第50号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第39、議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第39、議案第51号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第39、議案第51号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第40、議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第40、議案第52号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 6ページの歳入のほうなんですけども、使用料手数料の滞納繰越分が出ておりますが、これは平均して10%か15%ぐらい全体のもん出とると思うんですが、今回の水道に限らずいろんな面で、私債権の放棄ということが出ましたけども、そういうところにおきまして、今後も使用料いろんな面で滞納額というのが膨らむケースが多くなると思うんですよ、そうすると私債権放棄という基準というものを、きちっと整理しておく必要があるんじゃないかと思うんですよ、その点どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 私債権の私債権放棄等の基準については、私債権の管理に関する条例等で、どういう理由によるかというものもありますし、管理マニュアル、今年の4月のところで、一応、債権共同徴収委員会の中で確認その、それによって随時進めていきますので、安易に全ての債権を放棄するというふうじゃなくて、債券放棄の案件を少なくするために、裁判所への支払督促などの要求もしていきたいという考え方で、今回初めて私債権の放棄の確認なり、報告なりこの議決をいただいたのでありますが、それによってだんだんふえていくというふうになって、これから厳正な対処をしていきたいという考え方で、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 同じく滞納のことでお尋ねしますが、6ページで滞納繰越分184万円にとということなんです、これが27年度滞納繰越が全体で1,843万9,000円あると聞いておりますが、その、どう言やいんですか、こんなにたくさん毎年、毎年あるものなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） お答えいたします。

1,800何がしというのは、これまでのずっと積み積もったものがそこに来てるということで、単年度でこれだけ出るわけではありません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第40、議案第52号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第41、議案第53号

○議長（安永 友行君） 日程第41、議案第53号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 冒頭、先日の藤升議員の御質問でありました、資本費平準化債の発行残高ということで、答弁後ほどということでありましたので、お答えしたいと思います。

14ページのところの表で数字を申し上げますので、御記入をお願いしたいと思います。

2の下水道事業債のうち、そのうちということで資本費平準化債の発行残高です。

まず、前前年度末の現在高ですが、549743、5億4,974万3,000円、から、前年

度末現在高が609389、6億938万9,000円、それから当該年度末の増減見込額、当該年度中の起債見込額が77500、7,750万円、当該年度中の償還見込額28606、2,860万6,000円、当該年度末の現在高見込が658283、6億5,828万3,000円。(発言する者あり)

○議長(安永 友行君) 資本費平準化債については、議案は違いますが、この際一緒に課長のほうから述べていただきますので、次の農水、「はい」と呼ぶ者あり)農業集落排水事業の、何ページなる、「14です」と呼ぶ者あり)同じく14ページについてお願いします。

○総務課長(赤松 寿志君) これも同様でございます。下水道事業債のうちということで、資本費平準化債の発行残高です。

まず、前前年度末の現在高ですが、205810、2億581万円、前年度末現在高が203840、2億384万円、当該年度中の起債見込額が680万円、6800、当該年度中の償還見込額12590、1,259万円、当該年度末現在高見込が198050、1億9,805万円でございます。

○議長(安永 友行君) よろしいです。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第41、議案第53号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第42、議案第54号

○議長(安永 友行君) 日程第42、議案第54号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 維持管理の分でお聞きいたします。ちょっとこの中でどこになるかわからないんですが、初見新田の処理場ですけども、管理をしていただいとりまして、草刈り等周辺の草刈りをしていただいております。

ただ、そこから出たものかわかりませんが、草とかそういうものが、現地の入り口近くにあつたりもしております。地元で処分をするようにしているのか、回収をするようにしているのか、その点わかりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 大変申しわけありません、詳細を把握しておりませんが、現状を確認して、ちょっと草の処分につきましては、対応したいと思っておりますけども、恐らく、刈った状態で処分は見えてないと思うので、その刈った草がそこに放置されていたのだと思いますので、ちょっと現状を把握して対応したいと思っております。

○議長（安永 友行君） 質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第42、議案第54号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第43. 議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第43、議案第55号平成27年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますが、これを、質疑を行う前に教育委員会のほうから、追加の資料等説明漏れへの発言が求められておりますので、少々お待ちください。資料を配付しますので、局長のほうから。

それでは、質疑に入る前に、ただいま教育委員会から資料の追加と、前回の質問への説明漏れがありましたので、その発言を許します。坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） それでは、私のほうからは前回の答弁漏れがございましたので、こちらのほうについて説明をいたします。

まず、今お配りをしました平成27年度吉賀町内中学校連合修学旅行補助金交付申請書のほうですけれども、藤升議員のほうから質問がございましたので、今資料提供させていただきました。その裏側に予定表というのがございます。前回の御質問は平和学習の、どういったところに行くのかということがあったかと思えます。

そこに、12月9日から12月11日までの予定が書き込んであります。壕の見学これが糸満壕という壕だと思えますけれども、そういったところ、それからひめゆりの塔資料館、それから3日目に12月11日のところで、対馬丸記念館、こういったところが直接平和学習と関連があるところかと思えます。

それから、バスの台数についての御質問がございました。この予定表でいきます、町内の学校から福岡空港までのところは2台であります。往復とも2台になっています。

それから、沖縄での那覇空港からずっと、沖縄での予定は、大型バス60人乗りが1台という予定になっております。

あとは資料のほうをごらんいただいたらと思えます。

それから、桑原議員のほうからございました、教員住宅の様子、現状についてお答えをいたします。現在、使われて、教育委員会で管理をして入居可能な住宅が21棟ございます。そのうち17棟が使用をしております。

今回の異動に伴って、退去される方が6名、それから入居される方が、現時点では5名の予定でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） 失礼します。

先ほど比較表をお配りをいたしました。これにつきまして御説明申し上げたいと思えます。

今回の真田グラウンドの整備に当たりましては、全員協議会、そして本会議における一般質問、それから27年度当初予算書に基づく質疑をいただきまして、大変ありがとうございます。そういったことを全て、このペーパーの中に少しまとめたところなんです。

ということで、漏れがあるかもわかりませんが、そういう意味合いでまとめたものである、ということをよろしくお願ひ申し上げます。

まず、その比較対象はロングパイルの人工芝によるものと、天然芝によるものこの2つについての比較対象でございます。

建設費につきましては、これにつきましては、資料等を出しながらのお話をしてきたとこ

す。

比較対象する上で、工事の項目は全て同じにしております。大きくやはり違うのは人工芝舗装と天然芝舗装の金額であろうかと思えます。

そして、ここの直接工事費、それから諸経費を入れたところで工事費計として、人工芝によるものが2億3,581万4,000円、これは、冒頭言っときますが、金額につきましては消費税抜きでございますので、よろしく申し上げます。天然芝によるものが1億2,760万3,000円ということでございます。

2番目として維持費でございます。これにつきましては、藤升議員さんの一般質問等でも御指摘をいただきました。ピッチ内管理として100万円、資材費として5万円、これは人工芝の話ですけれども、それから水道料、燃料代、それから場外の管理費、場外の草刈りです、いうものにつきましては、これは積算しておりません。そうしますと、年間がやはり105万円、10年間の維持費として1,050万円ということになるわけでございます。

このピッチ内管理につきましては、一般質問のときにも申し上げましたけれども、通常の管理、管理マニュアルによりますと、使用時間の30時間から50時間で整備をするということになってますので、通常でいくと50日ぐらいなるかと思えますが、やはり周辺の状況等見ますと、やはりそれでは足りないのかなというふうに思います。そうしますと、3日に一遍というような間隔で、80日というふうなのが出ると思います。

それから、天然芝につきましては、芝刈りそれから施肥、薬剤散布、これは、これの資料は提示しておりますけれども、ああした県立サッカー場を管理されるところでの聞き取りによりまして、1,225万1,000円、種代、肥料代、薬剤費それが約10万円かかるんじゃないかなろうかと思ってます。

芝生も生き物ですんで、一遍植えたらそれでいいというもんじゃなくて、播種、種をまく、まいて次の年に備えるという作業が出てきます。

それから、水道料、燃料代、場外管理につきましては、これは別途にしています。というのが、多分水道料につきましては、これも御質問にお答えしたりしたところですが、人工芝と違うのは、これは大多和議員さんの御質問でございますけれども、夏の非常に高温になるとそういうことで、散水して今の人工芝を冷やすということも当然ありますけれども、天然芝につきましては、冷やすだけではなくて、その養生をするということがございますので、どちらかという、天然芝のほうが水道代、どういう形態になるかわかりませんが、水道代のほうは多くかかる、いうことになろうかと思えます。

そうしますと、3番目のところですけども、建設費と10年間の維持費、これ単純の加算ですけども、人工芝につきましては、2億4,631万4,000円ということになりますし、天然芝に

つきましては、2億6,061万3,000円というふうになると思われま

す。そして、4番のところの芝管理の機械の初期費用でございます。これにつきましても、藤升議員さんの御質問もございました。ここでは今の人工芝では年1回のメンテナンスを行うには、業者によるメンテナンスの方法と、それから、職員による方法がありますようにお答えしたと思いますが、そこで使用される、直営でやるときに使用されるものは人工芝の管理機、これはスプリングレーキ式というものでございますが、これが1台で160万円余りということでございます。

天然芝につきましては、これも県立サッカー場の既に購入されとる分をお聞きしまして、芝刈り機ほか6台、それから機械収納庫合わせまして、950万円の初期費用が必要だと思

います。そうしますと、5番目のところで総費用として、人工芝が2億4,791万4,000円、天然芝が2億6,061万3,000円ということでございます。

あと、稼働率、稼働時間の話です。これは、今、人工芝のほう1,620時間、年間です。年間1,620時間というふうにしてます。これは後にもつながるわけですが、この根拠は270日掛ける6時間、270日利用するとして1日6時間として1,620時間という根拠です。そして、天然芝のほう900時間、これは150日掛ける6時間ということでございます。これ、後出てきますので、説明は後します。

そうしますと7です。稼働時間当たりのコスト。単純に総費用をその稼働時間で割るということですが、1時間当たり人工芝にしましては、1万5,303円というふうな形になろうと思

います。天然芝につきましては、2万8,957円ということになろうかと思

います。8番です。特徴と申しますか、長所、短所それぞれあるわけ

です。それについて、これにつきましては、いろんな議論、質疑を受けた中の項目も入っておりますし、それから、文献等も見ながら書いたところもござ

います。人工芝につきましては、まず、長所は年間維持費が安い、ということです。それから、天候に左右されない、ということで、稼働率、稼働時間が高い、ということです。これは結局水はけがいい、ということです。自分たちが、雨とか、雪とか、その日でもやろうと思えばできるということです。そこで、年間270日ということです。これ大多和議員さんの話になりましたけども、これ維持管理のほうに話がありましたが、除雪をしてという話になります。除雪をして使えば使えんことないんですが、冬期期間の12月、1月、2月この3カ月間は、やはり冬期期間の閉鎖するという考え方で、9カ月間は使えるだろうということで、三九、二十七の270日という考え方

です。それから、天然芝のほうです。長所は初期建設費が低いと上の建設費表を見ていただければ、

そのとおりです。それから、天然芝の色彩、感触が自然を体感できるということ、それから、光合成をして地球温暖化の緩和に貢献する。CO₂削減これはあると思います。

短所です。人工芝につきましては、逆のことが言えますが、初期建設費が高い、それから、張りかえが必要です。これは大多和議員さんの一般質問であったとおりです。これはメーカーが推奨しております、使い方にもよりますけれども10年から12年いうことで、メーカーによって違います。

それからもう一つ、これも大多和議員さんの質問にありました張りかえ時のリサイクル費用が必要である、ということです。これにつきましては、再利用と再生利用いうことで、どこのメーカーも産業廃棄物としないために、このリサイクルを行っております。

天然芝のほうです。これの短所、年間維持費が高い、先ほども言いました、草刈り、雑草対策、害虫、病気ですね、そういうものです。

それから、2番目です。芝生保護のためおおむねピッチ利用時間は、4時間以内と制限されているところが多い、ということです。

それから、芝生管理に対する知識を要し、研修が必要、それは、ここに書く必要がなかったかもしれませんが、言いました。

その次があるんです。根が固まると死滅して張りかえが必要なる、要するにどんどん、生き物ですから、どんどん使っていけば土壌がかたくなります。かたくなると根が、何ていうんですか、張らなくなってしまうので、結局死滅する、そして張りかえをしていく、ということが考えられます。そういうことを含めて芝生に対しての知識も必要というふうに思います。天候に左右されやすく稼働率が低い、これは先ほどの反対の意味です。

150日の根拠です。冬期間の閉鎖、もちろんこれは12月から2月まで、3カ月間ということです。

それから、先ほど言いましたが、この芝生の保護のために、年間3カ月間の養生期間が必要である、いうことになっております。これは一度に3カ月間いうわけじゃなくて、1カ月間を3回に分けてとか、そういうふうにして芝生を保護するために休む、ということです。

雨天あるいは雨天後の使用というのは、禁止されておるようでございますが、もし使った場合には、その後の養生に1、2週間はかかるということでございます。

そういったことを踏まえまして、150日になります。

次にですが、これは町長の答弁でも申し上げたところでございますが、最近では、人工芝に張りかえをするところが多くなりました。やはりこれは、数年たちますと剥がれとか、もちろん一番大きいのは雑草対策になるわけですが、こういったことで人工芝に。そこに書いてありますけれども、年次的にそういうところが、既にやっております。

9番目、その他です。これは藤升議員さんの御質問、一般質問でのことです。照明のことです。これは両方に係ることですので、両方に書いてますけども、そういったものを準備して、そして利活用に貢献できるというふうに思っております。

これまでのいろんな御意見、御質問いただきまして、それをこのようにまとめてみました。以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、教育委員会からの追加資料並びに説明漏れの説明が終わりました。

ここで、昼休み休憩にします。質疑に移る前に休憩にします。

午前11時49分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。再開します。

なお、先ほどお手元に、局長のほうから修正動議（案）発議が出ております。お配りしてありますが、配付漏れありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。後ほど議事の中で皆さんにお諮りします。

それでは、平成27年度吉賀町一般会計予算の質疑が保留してありますので、これを許します。なお、質疑を開始する前に、齋藤税務住民課長より、先ほどの質疑の中での答弁漏れがありましたので、それを先に行います。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。藤升議員のほうから予算書の50ページの団体負担金部落解放同盟島根県連合会石西支部負担金の件で、質問がありました。それが答弁残りになっておりましたので、その内容について答弁させていただきます。

この負担金については、法令外負担金ということで、審議を得たものでありますが、事業としまして、解放同盟の行います事業としましては地域活動事業として、子ども会の、一部をたくさんありますので、子ども会の交流会、また生活相談、生活対策事業協議、それから就労対策事業、差別事象対応等があります。

また、啓発事業としまして、市町村と共催で行います講演会、それから社会啓発活動といったものがあります。また、年末に毎年行われるわけですが、部落解放島根県講座ということで、昨年は12月9日に大田のほうで行われましたが、これについては町教育委員会が講演をしとりまして、そこには職員なり委員を派遣し研修なり啓発を行ってきているところです。

以上、簡単ですが、答弁させていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま答弁漏れ等の、引き続き質疑を行いますので、これ

を許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 92ページの027で吉賀高校魅力化事業費というものが盛り込まれておりますが、3月の20日に今年度の一般選抜の合格者が発表されていまして。既に特別選抜の合格者も発表されておりますが、新年度に吉賀高校へ進学する生徒数が確定しとれば、何名か教えていただきたいと思っております。それについては、昨年に比べて多いのか少ないのか。

続いて、もう一つ、議会としましては特別委員会を設置したりしとりまして、また、町長にも提言しております。そして、いわゆるデマンドバス吉高線ということも始めております。そして、通学分とかいろいろ町としても吉賀高校のほうに補助をしておりますが、新年度の町内の各中学校の吉賀高校に合格した、学校別にわかれば数字をお願いします。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

このたび27年度、特別選抜と一般選抜ということで、初めて実施しました。

特別選抜につきましては、30名の希望に対して20名ということでございます。

それで、御質問の学校別ということがございました。これは、調べさせていただいて、後で答弁させていただきます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 13ページのほうでございますが、歳入のほうでございます。

13ページの町税のほうの入湯税というのがございますが、予算が545万円ということになります。入湯税というのは目的税というようなことになつとるかと思っておりますけれども、この環境衛生とか消防施設とかいうことになつとるそうですけれども、実際には、この歳出の中でどのようなところに使われとるかなと思うわけですよ、その辺をひとつ教えていただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。中田議員の質問にお答えいたします。

入湯税につきましては、地方税法の中で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設整備並びに観光の振興ということで、観光施設の整備を含むと、そういった費用に充てるために徴収するという目的で、なわけです。

吉賀町の用途であります、毎年暮れぐらいのところ調査が、県のほうから調査来ますんで、その内容について平成25年度の状況について、用途を報告させていただきます。

環境衛生施設の整備ということで、個人設置型合併浄化槽等の費用として100万円ほど、全体の事業費は627万5,000円、その中の100万円を充当させていただくと。

鉱泉源の保護施設のほうですが、柿木温泉泉源の工事等に57万7,000円を使わせてい

ただいて、これは全てこちらのほうでやっています。

それから、消防施設の整備については該当がありませんでした。

それから、観光施設の整備のほうですが、むいかいち温泉ゆ・ら・ら、フロントシステム整備ということで、こちらのほうに事業費が649万5,000円ですが、206万8,000円を充当させていただいています。

それから、観光振興ということで、夏祭りの補助金ということで、300万円のうち150万円を充当させていただいているところです。

そのほか観光協会に対する補助金ということで、16万3,000円、32万7,000円のうちの16万3,000円ということで、合計、昨年の場合が584万8,000円といった使途をさせていただきました。

そして、ちなみに平成26年度の見込みですが、今、ゆ・ら・ら等の改修をお金かけておりますので、その辺に充当をさせていただくという考え方を持っております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 79ページの商工費の028地域商業等支援事業費というのは、移動販売への補助というか、ゆうことで聞いとりますが、移動販売は河村さんがやめたために、新たに、何か生鮮食料品のあれは候補者があったと聞きますが、そのほか、例えばもんぺとか、そういうような着る物、衣料品なんかの販売については、そういうところがあらわれているかどうか、もし、ない場合には、今後どのような対策とられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

移動販売に係るものに関しては、今、町内では活鮮さんが移動販売で食料品をやっておられるというふうにお聞きしとります。実際、売られている商品というものにつきましては、私どものほうも把握はしておりませんが、今4月から制度化しますこの事業につきましては、そういう食料品または日常の用品こういうもんも対象になりますので、それもこの事業のほうには対象になってくるというふうに思っております。

ただ現在、どのようなものが売られているかというのは、把握はしておりません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 最初に説明がありました50ページの部落解放同盟の関係ですけれども、以前、この部落解放同盟から、これは合併前の旧柿木村であります、村の職員に対して糾弾行為があったというふうにお聞きをしておりますが、その事実があったか、なかったか、そういう点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

あったかなかったかってありました。内容的には、採用試験で個別の差別に当たる書類を提出させていたということにおいてありました。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 糾弾行為というのは、平和的なものでもないとは理解しております。

その後、その団体から、糾弾行為をしたということに対して謝罪等はあったのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

糾弾行為と言われましても、町といいますか、当時の村ですけれども、村のほうとしても、どういうんですか、どちらかという指導を受けたというふうに理解をしておりますので、謝罪とかいうことはございません。村としては指導を受けたというふうに理解をしております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 78ページの林業費のほうでちょっとお伺いしたいと思います。

003の林道維持管理費というのが899万円ほど予算化されております。草刈りとか、消耗品と出ておりますけれど、このことについては、もう林道の路線、例えば、広石の林道とか、そういうの林道的な草刈りというの場所的には、もう決まっているもんなんか、それとも今から申請しても大丈夫な部分も含まれての予算か、余分があるかどうかと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 林道の維持管理費でございますけれども、草刈りの件ですね。草刈りの謝礼ということで、33万円予算を計上させていただいております。

これにつきましては、ずっと以前から草刈りをして、地元の人でしていただいているということで、謝礼をお支払いするということで、12路線で一応、分で33万円を計上させていただいております。路線につきましては、一応、確定したものがございます。

ただ、ちょっと、不明瞭といいますか、不明確なところもありますので、若干予算に余りが出てくれば、ほかのところでもやっていただいたところに対応できないことはない、というふうには思っておりますけれども、とりあえず、今、12路線で33万円ということで計上してますんで、実際の実績を見ながら、予算の範囲内で対応してまいりたいというふうに、今考えております。

○議長（安永 友行君） 石井教育長に答弁漏れの発言を求められております。これを許します。石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） 大変失礼いたしました。桜下議員さんの御質問にお答えをいたします。

ページ数で言いますと、92ページの吉賀高校魅力化支援事業費についての御質問でございました。

このたび27年度の入学者につきましては、特別選抜による入学者20名、一般選抜による入学者13名、合わせまして33名でございます。昨年が27名でございますので、6名の増ということですが。

内訳でございます。個別がいいですか。蔵木中学校が2名、六日市中学校が11名、吉賀中学校が15名、柿木中学校が3名、そして県外入学者が2名、これにつきましては、大阪と広島でございます。

今回この吉賀高校のひとつ節を設けました。総額で2,866万1,000円ということで、吉賀高校に支援をしているということです。ここで1目でわかるという形にさせていただきました。

質問の中で吉高線の話がありました。これにつきましても、その中の事業委託料いうところで、今回こちらのほうに計上しております。

デマンドということで昨年からずっと言っておりましたけれども、通常的生活バス路線とはちょっと違うということで、吉賀高校に特化したものであるということで、ここで事業委託料ということで計上させてもらいました。

○議長（安永 友行君） 桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 関連で質問させていただきます。新年度31名ということなんですが、町内の中学、33名、（発言する者あり）いや、町内、（発言する者あり）町内の中学生は何名おられて、そのうちの31名ですか、中学3年生の生徒数ちょっと教えていただけますか。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

町内の中学生58名に対しての31ということですが。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この27年度の当初予算の概要のほうで質問します。

98ページの例の備中屋の解体事業なんですけど、説明があったかと思いますが、最初は国5分の2、県5分の2それで町が5分の1という、これ空き家再生等推進事業だと思うんですけど、この5分の2が、県の5分の2がなくなったという理由を、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

この事業は、昨年、昨年というのは26年度で申請された事業で、そういうメニューがあると

いうのを教えていただいた、県のほうから町長が、最初、年度当初、総務部長さんですか、お伺いし、それで教えていただいた部分で、8月に担当と私で聞きに行った。

そのときに、もともと事業として5分の1が民間か自治体というふうに書いてある。5分の2がまた自治体、そして5分の2が国という、そういう事業でして、県はその時点で、出たばかりなんで、内容的に十分なかったんかもしれません。

私たちのほうでちょっと勘違いをされていて、5分の2が県がここにあるんじゃないかというようなことを考えていたという部分もあったと思うんですが、そういう三本立だったんで、国が5分の2なんで、県が5分の2あるだろうというところもあったという、その辺で確認が十分とれなかった部分で、説明の違いが出たんじゃないかという気がしているところです。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 認識の違いだったということなんではないでしょうか。そこんところもう少しはっきりお知らせしていただきたいと思います。

ここに、勘違いかもわかりませんが、空き家住宅と不良住宅の解体の違いが出ていますけど、空き家住宅の解体の場合はその地域の活性化のために、その跡地を計画的に公共の場として活用する必要があるということが書かれていますし、不良住宅でしたら、跡地利用が特別な制約がないということが、うたわれてましたけど、そういう、要するに、その跡地の活用が、福祉施設をつくるかもわからないというような説明でしたけど、この事業を受けるための跡地目的が、きちっと確立されてないから、この5分の2が受けられなかったということではないのでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） この事業費の受け入れについては、先ほど言いましたように、私どもの理解不足が、制度としてそこら辺、十分、確認しなかったと、いった部分があったというふうに思います。跡地利用でその5分の2が県が負担しないとそういう意味ではありません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の備中屋の解体の件で、国交省のホームページ等を見ましてもこの件が出ておりますが、あくまでも5分の3の部分は地方公共団体だということが出ております。そこで、今後の県のこの事業に対しての意向について、どのような感触としてみておられるのか、わかりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 県のほうは、国から、国に要望して額の8割ぐらいしかこないということでした。県が使う金もあるわけなんですけれど、できるだけ吉賀町のほうへ持って行ってあげようには考えておりますということなんで、国のほうから県のほうへ要望額いただけるように、

そういった活動はやってきておりますので、少しでも国から県への配分が多くなるように望んでいるところなんですけど。

そういった、県は好意的でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 参考資料の120ページなんですけど、新農林水産振興がんばる地域応援団という分なんですけど、一番下のブランド化推進事業というのがあるんですけども、これは事業費が177万円ぐらいなんですけど、補助率が半々ということなんですけど、このブランド化の推進ということをやっていくことはいいことだと思いますが、農産加工の人材の育成につきましては、多分Iターンの方を起用するか、されてやるんじゃないかと思うんですけど、地元資源を生かした商品づくりとかブランド化して販売促進を図るということで、ということになりますと、予算的に措置が少ないんじゃないかなという気もするんですけど。

いずれにしても、農産加工所というのが、真田にできて以来、既に1年経過して、あそこ利用していろんな物をつくっておられると思うんですけど、そのことによっていろんな新しい地元の資源を利用して商品化をしてると思うんですけど、余り目ぼしいものがない、物の品数もない、目新しく付加価値の高いものはないという感じを受けるんですけども、もうちょっと知恵と工夫をして、全国的にこういうことを今一所懸命やっておられるから、なかなか独立性を出すというのは難しいかとは思いますが、その辺で、せっかくああして加工所もあることですから、最大限にフル活用して、もうちょっと目ぼしいものって言うたらあれなんですけど、そういうふうなものをつくったほうがいいな気がするんですけど、その辺どうなんでしょうかということと、1年間やってどれだけの成果があつて、どういうことが生まれてきたかとか、検証した、結果ですね、どういうことなんでしょうか。そういうことをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

余り目ぼしい物ができなくて大変申しわけなく思っておりますが、この地域ブランド化推進事業、御存じのとおり真田の加工所のところで、今人数は何人おられましたかね、大体申し込み、セミナーの申し込み40人ぐらいおられまして、実際そのセミナーに出られた方で、受けられた方で13の方が味工房よしかという組織をつくって、実際、今商品、販売できる商品というのを地道ではありますがやっております。

ただ、議員さん言われるとおり、もうちょっと全国展開等ができるような商品づくりというのが、当然必要だと思っておりますので、その点につきましては、今後また力入れるようにしたいというふうに思っております。

成果ということは言われましたが、この事業一応24年度からやらさせていただいております。

その商品の開発状況でいきますと、商品化されて実際販売ができておるものというのが、9件あります。

それから、まだ商品化、販売商品がなってないですが、今、研究等重ねておるものが、13件あります。

それからは、既存のあそこの加工所だけではなくて、民間の個人でやられている加工所がありますが、そこでのレベルアップと、商品のレベルアップというものに取り組んだものが6件ございます。

一応、成果としてはそういうところですが、一応来年度は、ちょっとスイーツ関係、こちらをちょっと手がけてみようという計画をしておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほど、教育委員会のほうから資料も出ましたけど、ここで、先ほど配付されました資料の中で、張りかえ時のリサイクル費用が必要とありますが、どのぐらいを見積もっておられますか。

それと、サッカーに特化したグラウンドということですけど、これだけの人工芝にした場合は、予算としては、2億6,000万円上がっているわけですけど、これを都市交流の活性化などにつなげていくということですが、そのでき上がった後の活用として、ただ、サッカー協会に任すのではなくて、これだけの事業ですので、教育委員会が、きちっとした費用対効果の出るような計画をつくる必要があると思います。また、そうしないとなかなか住民の皆さんの理解も得られないと思っております。

委員会がどのような主導権をとって、サッカー協会に特化したもんじゃないかもわかりませんが、そういう団体と協働しながら、この成果が出るようなことをやっていくつもりなのかどうか、どういう計画でやっていかれようとしているのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

まず、リサイクル、人工芝の張りかえ時のリサイクル費用についての御質問でございます。

同種といいますか、標準的なことでしか見積もりを取り入れてませんので、申し上げられませんが、まず、これまでと同様、既存の人工芝を撤去して、そして産業廃棄物にして運搬処理する場合の経費につきましては、撤去費については150万円ばかり、それから、運搬処理をする、運搬費も入ってますけども、これが1,150万円ということで、調査をしております。

それに対しまして、今度のリサイクル、要するに、先ほど説明しましたが、再生あるいは再利用いうところでございますが、現地にこういう処理機械が、車ですけども、車両です、車両がもう

開発されていまして、それが来てやるんですが、人工芝の撤去は同じです。150万円。あと、現地で選別加工、切り刻んだりする分が1,230万円ということです。

したがって、80万円ぐらいの、そこに差異が出ますけれども、これによってリサイクルをして、そして今の再利用あるいは再生利用ということになる、ということでございます。

もう一つの質問の今後の活用方針、あるいは活用計画の御質問でございます。

おっしゃるとおりです。今、真田のグラウンドの活用については、サッカー協会が非常によく使っていて、その分我々が、我々がというのはサッカー協会のほうが維持管理もしましうということで、非常によくグラウンドの整備も、あるいは周辺の草刈りも部員一同でやっていただいております。

したがって、その協会に、これからですよ、任せるということによって、体育協会全体として考えていく必要があるだろうと思っておりますし、それから、委員会はもちろん、ここの施設は、当初はサッカー公認ということの2文字がございましたので、サッカーに特化としてという話もしましたけれども、現在のところ、子どもからお年寄りまで使う、あるいはイベント的なことにも活用ができます、ということもありますので、それから、この前、ちょっと答弁しましたけれども、グラウンドゴルフの大会もできます。要するに多目的ですから、ということでそういった大会も、教育委員会と一緒に計画はできます。そういうふうな活用の方針もしていきたいと思っております。

それから、今の交流研修センターとの関係です。これは従来から交流研修センターの活用の中で、やはりグラウンドと一緒にした活用を考えていかななくては、交流研修センター自体の目的も達成できない、ということもございました。ということで、これは現在は企画が管理しておりますが、企画課とこれまでも話をしておりますけれども、活用について、なお、一層活用の促進に向けて話をしていきたいと思っております。

現に、企画のほうでは、先ほど言いましたけれども、周辺の一番身近なところでは広島という大都市がございますので、広島の方にチラシを配って、そして活用していただくということで、県の事務所を通じてやっていることもございますので、お知らせします。

ということで、これからは、利用促進ということは教育委員会も上げて、そして体育協会にまた、なお一層のお世話になるわけでございますが、その辺については思っております。

今、教育委員会は総合型のスポーツというのを推進しようとしています。その一つの年間を通して、それから先ほど言いましたように、天候に左右されない、いうところもございまして、その総合的なスポーツの推進に当たっては、ここをベースとしてやっていくということも考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今のリサイクルしたときの費用ですが、剥ぎ取るのが150万円、加工が1,230万円という説明でしたけど、1,380万円で、それじゃ10年か12年たって、それ張りかえようといったときにこの費用で張りかえができるという解釈でよろしいんですか、そうじゃないんですか。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

そういうわけじゃございませんで、結局、産業廃棄物とならない利活用ができる経費が1,300万円ぐらいになるということです。

産業廃棄物にするにも、先ほど、150万円と1,150万円と言いましたが、産廃にしてもそれだけかかると、それで、張りかえをするのは、その人工芝の材料費と張りかえ手間のみが、今度は必要になります。

現在、計上しています、下をアスファルト舗装しますけれども、そういう経費は、もう既に設置済みで必要はないですけれども、材料費、要するに、人工芝の材料費と張り手間が必要になります。

それは、天然芝も一緒でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 同じ108ページの006、蔵木のグラウンドゴルフ場管理費で177万5,000円ということで、そのうちの臨時雇用賃金の108万円というのは、今の管理していただく方の賃金であろうというふうに思います。

ここの、もう一度、管理の度合い、これは、ここは天然芝ですから、先ほどの真田グランドのところで、若干、説明にもありましたけども、どのような管理の状況として行われるのかというのを、改めて説明願います。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問に答えをいたします。

この施設は、先般の現地視察の際にも見ていただきましたけれども、今の工事が大体5月には、建物、それから芝のほうも終わる予定にしております。芝のほうは二月ばかしの芝養生が必要になりますので、実際に使えるのは、連休明けぐらいになるんじゃないかなというふうに思っております。

議員御指摘のように、賃金はそこの管理と芝の日常的な管理も含めた賃金で、一応180日分ほど見ております。そこで、使用の受付等もやっていただくわけですけども、ここの、その方にコースのほうの芝の管理のほうも、一緒をお願いしたいというふうに考えております。

実際には公認をした後ということですので、夏ですから、延びたような状態になるかと思いま

すけども、芝刈り機等も今回の予算でお願いしておりますので、そういったものを使って管理をしていこうというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 歳入の2ページなんですけど、寄附金というのがあります、280万6,000円、これ、ふるさと納税だと思うんですけど、先ほども産業課長に伺いましたように、ここは浜田なんかと比較しても、水産物があるわけでもなんでもありませんから、なかなか浜田みたいに4億円も5億円もということには結びつかないかと思いますが、いわゆるこのふるさとを思う気持ちで納税してくださる方、そうねして納税するもんもメリットがあるわけですから、それに、町長もこの前、それに対価のものを、例えば1万円を1万円を送るんじゃ意味がないという話もありましたけど、そういうことじゃなくて、健康に、都会におられる方というのは、いろんなスモッグの下でおるとことで、布団の中におられるというところで、精神的にもいろいろある方もおると思うんですよ。それになおかつ収入が多いという方は、自分が生まれ育ったまちへ納税したいという方もたくさんいらっしゃると思うんですよ。

そういうときにもので換算するというのではなくて、やはりこのまちにあるものを生かして、健康増進につながるような、例えばエゴマであるとか、そういったものを、加工所を生かして、そのふるさと納税の増額につなげるというふうなことも今後考えていかれたほうが、町の収入にもなりますし、加工する人にも励みになりますし、物が売れていくということにもつながると思うんです。

そういう関連性があることを結びつけていく政策をとらないと、なかなか今後、この小さなまちに、収入でも5億円ぐらいしか自主財源がないようなまちですから、その辺も考えていかれたほうが、いいと思うんですけど、そういう前向きな姿勢、取り組もうという考え方、ということをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

ふるさと納税につきましては、ことしから新たに特産品の贈呈というんですか、それを始めるということ、全員協議会等でもお知らせをしたところです。

具体的な商品については、今からお店の公募等もしていきますので、その中で選定をしていくことにもなろうと思いますけども、できるだけ前向きに、今おっしゃったように地元、この吉賀町ならでの、そういった商品をぜひ取り扱って、それをまちの人にも、何ていうんですか、試食をしていただいたり、あるいはそれを、また今度、それを今度もっと広まっていくことを、我々も期待しているところでございますので、ぜひ、そうした御期待に沿うように、できるだけ

近づけていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 小さいことをお聞きします。53ページの050なんですが、腎臓機能障がい者通院助成というのは、人工透析で通院をされている方の助成と思うんですが、週に3回も透析に通われている方もおられますし、またバスで通われる方、自分の車で通われる方、家族で送迎してもらおう方、本当にいずれにしろ大変な思いで、透析に通われていると思うんですが、血液透析のことと思うんですが、この187万円というのは、現在何人ぐらい通院されている方がおられて、どういう中身なのか、小さいことで申しわけないんですが、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

これは、人数に変動があるんですけども、予算編成時点では10名でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） さっきの蔵木のグラウンドゴルフ場の関連でお尋ねしますが、蔵木のグラウンドゴルフ場、天然芝で整備するということでの維持管理費と、真田グラウンドの天然芝の維持管理費とは、余りにも差異があり過ぎるというのが一つ、何か意識的かなとも思わなくてもないこともあるんですが、その前に蔵木のグラウンドゴルフ場というのは、なぜ人工芝で整備されようとしなかったのかを、もうちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 大多和議員の質問にお答えをいたします。

蔵木のグラウンドゴルフ場の人工芝化は、なぜしなかったかということでございますが。

前の議案のところでも御説明いたしましたが、内容を整備する際に、関係団体、それと地元の方たちともお話をしております。その席で公認グラウンドゴルフ場をとると、公認化を図るということで、天然芝の話は出ましたけれども、人工芝で整備をしようというお話はなかったということで、人工芝の検討はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけども、芝の管理自体は臨時雇用賃金で雇用される方をお願いをしようということにしております。

それから、水等も必要になろうかというふうに思いますけども、これは水道水ではなくて、ボーリングで水を出してくるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 91ページの005の中の下から2番目の中学校修学旅行補助金で、改めてお聞きをいたします。

去年は、行っているところ、ことし行っているところで、若干違っておりまして、例えば平和の礎ですか、これは、よく平和公園の中に、名前を彫ったものが立っておりますけども、これによく、時期になりますとテレビ等でも、映し出されるのですが、今回は、27年度の中ではここには行かない計画というふうになっております。行程的に無理だということで、中止をしたというふうに伺っておりますが、中学校のほう、旅行団のほうからの交付申請に基づいて出されるものですから、細かいところまでいうわけにもいきませんが、その点について、申請者のほうから、中止をしたことについての説明等は、受けておられるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

今、議員もおっしゃっていただきましたように、細かいところまではうちのほうで、その予定でことしはそこが抜けているとか、そういった指摘はしてはおりません。

中学校のほうも一応、ここと、ここと、ここというポイントでコースを組んでくださいというお願いをしているというふうに伺っております。

その中で、時間的なことであるとか、経費的なことであるとか、そういったものを参考にして、業者なりを決めていくという取り組みにしているというふうに聞いております。ございますので、やっぱり中学校の校長会の中で、このポイントだけはというのをまず、お示ししての見積もりだというふうに伺っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の件ですけども、当初、旅行社のほうに見積もり願いを出した中には、平和の礎も含まれていたというふうに記憶をしておりますが、この業者等選定に当たって、不明瞭な点があったのではないかという話も聞いておりますが、詳細については私のほうで聞くことではありませんので、あえてそういう状況について、また調査されることを要望して、32ページの040団体負担金、前回は質問いたしましたけども、ここが一番下にあります教育再生首長会議会費というのがございます。

この教育再生会議には、規約というものがあるというふうにお聞きをしております。その第5条に事業というものがあって、その事業に中の幾つか言いますと、偉人教育に関する調査、研究、それから5番目に道徳、歴史、公民教育に資する調査、研究、6番目に教科書採択に関する調査、研究ということで、これは本来首長がそういう部分に立ち入るべきでない、いわゆる教育の内容に介入する部分ではないかという指摘がされていると、一部ではそういう指摘もされて

いるとこでありますから、わざわざ町の一般会計から出すというのは、問題があるのではないかというふうに考えておりますし、この教科書採択については教育再生実行会議とほうが、その中に構成メンバーであります八木秀次氏というのがおられますが、これは育鵬社版の歴史教科書などを監修し、つくると、執筆する側に回っておられる方ですけども、非常に内容的に正しい歴史が伝わるのかというたら、そうではない内容の教科書を執筆しておられるというふうに私は見ておりますが、改めてお聞きをしますが、教育そのものに介入するようなどこの会議に会費を出すというのは、いろんな面で国の偉い人との話もできるというのはお聞きはしていますが、やはり原則としてそこまで立ち入らない立場が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 規約の内容についてちょっと持って上がっておりませんが、そういった規約が、団体ですからあるという、詳細には見ておりませんが、そういった会議の内容を見ながら、私は出席させていただいております、当然私とすれば道徳教育といったものは、今のような形態でなしに教科とすべきであろうという、日本のよき文化、伝統といったものは引き継いでいく必要があるだろうと、というようなことも考えておりますし、今回の教育大綱の関係でも、まさにこの前、申し上げましたように文科省のいわゆる課長級でなしに、審議官級と話の中では、そういったことについては、市町村にお任せしますというようなことを、会議の中でさせていただいております。

それが、いわゆる文科省の方針にある程度、私どもとすれば触れることができるという会議でありますので、私とすれば有意義であるというふうに理解しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） 先ほどの中学校修学旅行補助金で、調査をとということでございました。

それは承りましたが、これまでのところで調査をしましたので、それをわかるところで御報告をしておきます。

まず、1月26日に3社の方に7点の項目を、俗にいう仕様書ですけれども、仕様書を提示してプランを提案してほしい、いうふうにしております。

1つ目は実施日です。12月9日から11日までということ。それから、参加人数は、生徒が48名で、引率が9名ということ。3つ目は福岡発で11時50分、那覇着が13時35分こういうふうな。4つ目は内容です。先ほど、内容についてありましたけれども、1日目ひめゆりの塔と、あるいは2日目国際通り、3日目首里城、こういうことを書きながら仕様書として提案しております。

5つ目はホテルで那覇連泊、6つ目はバス移動は1台、荷物はワゴンにということ。7つ目は語り部の時間は設けないということで、最終的に米印で2月の16日月曜日ですけれども、

その席、校長会で業者の、3社の業者からいただいたものを決定したい、ということでこの仕様書で3社のほうに送っている。これが最初のことでございます。

もう少し調査というか、確認をなさいたいということでございますので、確認はいたします。

○議長（安永 友行君） ここで、10分間休憩します。休憩します。

午後2時01分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、マスコミのほうから本会議での審議状況等の写真撮影の申し入れがありましたので、これを許可しましたことを報告しておきます。

それでは、引き続き質疑を行いますので、これを許します。質疑はありますか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 米のブランド化推進事業についてお聞きします。

前も説明がありましたけど、悪い、悪いといいますが、大変こうやって米価が下がる中で、食味を向上させて有利販売をしようとするその意気込みはわかるんですけど、ただ食味分析計とか、そういう機械を集めただけでどうのこうのなるわけではありませんで、最終的には流通、販路拡大が一番の問題になってくると思うんですけど、そのところで、まだそこまでは課長の答弁では、計画として組み込んでいないような答弁でしたけど、この事業を進めるに当たって、やはりきちっとした目標を持って、何年先には吉賀米としてのブランドを確立するんだという、やっぱり実施計画をきちっと打ち出さんと、ただ計画をつくって進めるというだけではなかなか目標達成にならないと思いますけど、その辺のところ、この事業を何年間ぐらいで一応吉賀米のブランドを確立させて、そして販路も確立させていくという計画をぜひ立てていただきたいと思いますが、その辺のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。当初予算では、これはない、補正予算のほうに上がるとの件でございますが、（発言する者あり）はい。

今、議員さんが言われましたとおり、実際スケジュール立て、このことは非常に大切だとは思っております。ただ、今年度、27年度に限っては、まず取りかかりなものですから、まずはいろいろなことを調査をしたいというところから始めたいというふうに思っております。で、試行錯誤しながら、計画、そういうものはつくっていきたく。

ただ、ほかの地域の米のブランド化に成功した地域を見ましても、30年かかっておるところもありますし、10年以上かかっておるところもあります。

実際に組織をつくって販売ルートを確立するまでには、幾ら早くても5年より早くはできないだろうという、これは私の今の予測でございますが、どっちにしても、今後どうしていくかというような計画、スケジュール、こういうものはまたお示しできることになろうかと思っております。いろいろ調査をしてみたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。84ページ、道路橋梁新設改良費のうちの043夜打原相生線の、特に歩道橋のほうのことで、要望のような質問ですけれども、実は七日市に同様のものをつくっておりますが、雨のときにどうしても1センチぐらい水がたまるというふうにお聞きをしています。私自身は、現地を確認はできておりませんが、あそこ通られる方から水がたまるので歩きにくいというふうに御指摘を受けました。ですから、今回の工事に当たりまして、そういうふうにならないような形、構造という、場合によりましては、今の橋台、橋脚等の高さにも影響する可能性があるかないか、私にはわかりませんが、水がたまらないように設計、施工のほうができるような配慮を願いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） ちょっと設計の詳細を今、頭ん中へ全部入っておりませんので、的確な御回答はできるかどうかわかりませんが、御意見は承りましたので、そのように、ちょっと配慮をしてみたいというふうには考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 80ページなんですけれども、観光協会の補助金の903万6,000円なんですけど、昨年も九百何ぼだったと思うんですが、昨年の事業につきましては、観光素材の発掘をするということで、約1名つけてやっておられたわけなんですけれども、その発掘に対しましてどういったことが新たな発掘があったのかということと、何と申しまして、観光資源なんていうのも非常に少ない、津和野とか萩とか違いまして、ないんですけども、どういったことが発掘されて、今年度も引き続きやるという意味合いがどうもちょっと結びつかないような気がするんですが、どういうことがあったんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 観光協会補助金の内容についてお答えいたします。

観光協会補助金は、平成26年度予算で約900万円同様の額を計上しまして、現在執行しているところであります。

基本調査の事業としまして、約700万円強計上してるところでございますが、これは一昨日議決をいただきました補正予算において、ちょっと額が定かではないんですが、約400万円減額しまして、今回この予算の一部に組み込んだところでございます。

この理由としましては、今の観光素材を調査する期間が、やはり約1年欲しいということでございまして、平成26年度から27年度にかけて行いたいということで、平成27年度予算に振替をしたところでございます。

現在の状況でございますが、観光協会のほうで嘱託職員1名を雇用しまして、なおかつ調査業務ということで、今、観光素材の発掘、整理、基本調査を行っているところでございます。

観光といいましても、いわゆる表面上見える観光ではなくて、現在各地域で活動している方々、団体、もしくは人の発掘を行いまして、その方たち、いわゆる観光、観光した観光ではなくて、グリーン・ツーリズムという意味も含めまして、素材を発掘しまして、有機的に連携しながら、計画を立てれる素材を今改めて確認しているという状況でございます。

この事業につきましては、今年度いっぱい行いまして、その結果を見ながらまた来年度からの第二次の計画といたしますか、今度は実行をしていくように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ここで、午後再開時にも申し上げましたが、議案第55号平成27年度一般会計予算に対して、2番、大多和議員からお手元に配りました修正の動議が提出されていますので、これを本案とあわせて議題とします。

提出者の説明を求めます。2番、大多和議員。大多和議員、前で。

○議員（2番 大多和安一君） 私は27年度一般会計予算案の中で、全員協議会とか今まで一般質問に説明しましたが、真田グラウンドの整備に関して、真田グラウンドを整備することは賛成なんですけど、その内容について異論がありますので、修正動議をいたします。

まず最初に、動議を読みます。

平成27年3月24日。吉賀町議会議長安永友行殿。発議者吉賀町議会議員大多和安一。

議案第55号平成27年度吉賀町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

別紙議案第55号平成27年度吉賀町一般会計予算に対する修正案。

議案第55号平成27年度吉賀町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中69億7,202万3,000円を67億1,059万3,000円に改める。第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入、款9地方交付税、項1地方交付税、34億1,574万6,000円を34億1,573万円に、款19諸収入、5雑入8,051万円を2,559万6,000円に、款20町債、1町債

12億5,908万6,000円を10億5,258万6,000円に、歳入合計69億7,202万3,000円を67億1,059万3,000円に、歳出、款10教育費、保健体育費3億581万8,000円を4,438万8,000円、教育費の計が9億7,935万円を7億1,792万円に、歳出合計69億7,202万3,000円を67億1,059万3,000円、次に、第5表地方債、起債の目的、過疎対策事業債、限度額9億530万円を6億9,880万円に、起債の方法、利率償還の方法は変わりません。

続いて、平成27年度吉賀町一般会計予算修正に関する説明書。

歳入歳出予算事項別明細書。1、総括歳入、款9地方交付税、今年度予算額の34億1,574万6,000円を34億1,573万円に、比較として、前年度との比較では、1億4,554万8,000円が1億4,553万2,000円に、款19諸収入1億2,452万2,000円を今年度予算ですが、6,960万8,000円、比較としまして、3,446万4,000円が、マイナスの、2,045万円に、款20町債が12億5,908万6,000円を10億5,258万6,000円に、比較としまして、5億124万円が2億9,474万円に、歳入合計が69億7,202万3,000円が67億1,059万3,000円に、比較としまして、9億4,523万8,000円が6億8,380万8,000円に、歳出、款10教育費、本年度予算額の9億7,935万円が7億1,792万円に、比較としまして、4億7,602万円が2億1,459万円に、特定財源で地方債の4億5,450万円を2億4,800万円に、その他が5,904万5,000円が4,131,000円に、一般財源の4億211万1,000円が4億209万5,000円に、歳出合計の69億7,202万3,000円が67億1,059万3,000円に、比較で9億4,523万8,000円が6億8,380万8,000円に、地方債の10億7,630万円が8億6,980万円に、その他の財源で、4億4,241万9,000円が3億8,750万5,000円に、一般財源の44億1,813万円が44億1,811万4,000円に、次のページに行きまして、2、歳入、9款地方交付税、1項地方交付税、目1地方交付税の本年度予算額34億1,574万6,000円が34億1,573万円に、比較としまして、1億4,554万8,000円が1億4,553万2,000円に、節区分の1地方交付税が34億1,574万6,000円が34億1,573万円に、普通交付税の30億523万6,000円が30億522万円に、特別交付税は変わりません。19款諸収入、5項雑入、目5雑入、本年度予算額の8,050万9,000円が2,559万5,000円に、比較としまして、5,666万4,000円が1,750万円に、節区分20雑入が6,806万4,000円が1,315万円、説明のところで、スポーツ振興くじ助成金5,491万4,000円が0円に、諸収入の計で8,051万円が2,559万6,000円に、比較で5,666万4,000円が1,750万円に、それから次のページ行きます。

続きまして、20款町債、1項町債、目1過疎債の今年度予算額9億530万円が6億9,880万円に、比較として、5億5,030万円が3億4,380万円に、節区分1過疎債の9億530万円が6億9,880万円に、説明真田グランド整備事業費の2億650万円が0円に、計の本年度予算額の12億5,908万6,000円が10億5,258万6,000円に、比較としまして、5億124万円が2億9,474万円に、歳出の10款教育費、5項保健体育費、目2保健体育施設費の本年度予算額3億8万4,000円が3,865万4,000円に、比較としまして、2億2,322万6,000円がマイナスの3,820万4,000円に、今年度予算額の財源内訳の特定財源の地方債が2億990万円が340万円に、その他の合計が、その他の使用料及び手数料は一緒ですが、諸収入が5,493万4,000円が2万円ということで、その他が47万6,000円に、一般財源の3,479万4,000万円が3,477万8,000円、節区分15工事請負費2億5,745万6,000円が277万6,000円、18備品購入費の873万6,000円が198万6,000円に、説明005真田グランド管理費の2億6,196万5,000円が53万5,000円に、内訳のうち改良工事費の2億5,468万円が0円、施設備品購入費が675万円が0円、今の欄の項、本年度予算額の3億581万8,000円が4,438万8,000円に、比較としまして、2億1,990万4,000円がマイナスの4,152万6,000円に、特定財源地方債が2億990万円が340万円に、その他が5,530万円が47万6,000円に、一般財源の4,052万8,000円が4,051万2,000円です。

ということで、この修正案のなぜこういうことしたかと言いますと、人工芝で整備するというのが、私は負の財産になると思ってます。人工芝でいろいろ町教育委員会からも示されましたが、人工芝は、はっきりと言いまして、天然芝と比べて非常に、維持管理費が安いと聞いておりますが、教育委員会の説明では、維持管理費は安いということになっておりますが、私が調べた限りでは、この教育委員会から示された維持管理費ではとても賄えないと思っております。

次に、天然芝だと工事費は安い、そうすることによって、年間の維持費が1,300万円かかろうという当初の説明がありましたが、これをかければ雇用が創出できると思っております。雇用が何人創出できるかということについては、いろいろ管理のやり方になると思いますが、私が見積ると少なくとも3人以上が見込めるんじゃないかなということは思っております。

それと同時に、天然芝で、毎年1,300万円程度の維持管理費をかけても人工芝で整備した今回の総工事費から見ますと、一応、私が当初した計算したので、10年ちょっとぐらいかかるということで、10年間はそれだけかけても雇用が生まれてくるんだということだと思っております。次に……。

○議長（安永 友行君） 大多和議員、質疑等もあるんで簡潔にお願いします。

○議員（2番 大多和安一君） はい。次もう一つありますが、芝生関連に対する知識を要しと、研修が必要と言っておりますが、私が勤務しておる会社のグループの中に、やはり美都町とか、その辺りの天然芝の生産とかそういうことを、施設整備を命じられて、その人は3年で芝生の専門家になりました。

ということで、確かに研修は必要でしょうけど、そういう専門家を吉賀町でも育てればいいと私は思っております。

それと、もう一つはあらゆるものに、天然芝ならどんなことにも使えると、サッカーに特化したことだけではないと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で提出者の説明が終わりました。

これより、本案とあわせ、修正案に対しての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより、議案第55号平成27年度一般会計予算についての討論を行います。

初めに、原案に対しての賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 続いて、原案、修正案ともに反対の討論ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 反対の討論ですかね。

○議長（安永 友行君） 原案、修正案ともに反対の討論。

○議員（8番 藤升 正夫君） ごめんなさい。失礼しました。

それでは、ただいま議題となっております平成27年度吉賀町一般会計予算並びにただいま提出をされました修正案に対しての反対の討論を行います。

まず初めに、修正案に対しての反対の討論を行います。

先ほどの提出者の説明で、利用のあり方として、サッカー等に特化されたということでありましたが、この間の質疑の中で、当初の陳情に基づく多目的広場としての活用ということで、認定をとらないためにそれを可能とするという質疑も行われてきております。また、天候等に左右されにくいという点では、人工芝がすぐれているというふうに考え、判定するものであります。

それから、原案に対しての反対の分ではありますが、教育再生首長会議の会費1万円、わずか1万円と言われるわけではありますが、この会議が、今、吉賀町内で使われております育鵬社版の歴史教科書の採択ということにも意欲を持っているというふうに私は思っております。この育鵬社版の歴史教科書は、今あります憲法がアメリカの押しつけであるという形での記述もされております。この点については、以前にもこの場で当時の教育委員長にも一般質問で行っております

ので、割愛をいたしますが、そういう点からであります。

もう1点は、これまで状況を見て反対はしておりませんでした。部落解放同盟に対する15万2,000円、これに対しての団体負担金であります。

既に、部落解放同盟なり、それからそういうものに対しての状況というのは、以前に、これは吉賀町人権施策推進基本方針というものが出されております。この中で、例えば、子どもが同和地区出身者と結婚しようとした場合、どうするかというふうに聞いたところで、絶対に結婚を認めないという方が、アンケートの答えられた362人おられますが、そのうち70歳以上の132人のうちの2%のみがこの点について絶対に結婚を認めないというような数字も上がっておりますように、吉賀町において、そういうことにお金を出すということについては、本来の人権のあり方からすると、逆差別につながっているところもございますので、ましてや、新たにこの団体によりまして、あんたは同和出身なんだからちゃんとせにゃという形でわざわざ同和出身であることを明らかにさせていくというような事例もお聞きをしておりますが、そういうことがないように、本来の人権というものを追求する中においては、わざわざ部落解放同盟というところに負担金を町から出すというものはよくないというふうに考えますので、この一般会計予算に対して反対をするものであります。

以上であります。

○議長（安永 友行君） それでは、次に原案に対して賛成の討論はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 私は、議案第55号一般会計予算原案に対しまして、賛成の討論をさせていただきます。

この一般会計予算の中に真田グランド整備、サッカー場の建設が盛り込まれております。このサッカー場については、将来の吉賀町を担う若者に夢を与え、また若者の定住化、U・Iターンの促進、子育て支援にも私はつながると思います。

そして、現在生徒数が減少しております吉賀高校の魅力化、生徒数の確保にもつながり、益田圏域からも入学があるものと私は思っております。

また、このサッカー等を通じて、大会、合宿等を誘致することで、ますます吉賀町の活性化にもつながると思います。

この真田グランドサッカー場を通じて、吉賀圏内に吉賀町の魅力発信をすることで、健康増進活動にもつながり、また、スポーツ活動の推進にもつながると思います。

私は、先ほど天然芝、人工芝という議論がされておりますが、私は陳情を採択し、そして3回による検討委員会を重ね、検討委員会からは人工芝が望ましいという答申も出ております。私は、人工芝のほうを、検討委員会のほうの要望を尊重するものであります。

以上の理由で、議案第55号一般会計予算原案に賛成いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、次に修正案に対して賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、もどに戻りますが、原案に対して賛成の討論はありませんか。
3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） それでは、原案に対して賛成討論させていただきます。

本日も教育委員会のほうから、真田グランド建設費、維持管理費比較表というものを、資料も提出されております。

いろいろ今までの中で議論されたわけですが、私個人とすれば、この人工芝、天然芝、どちらでもいいところもありますけど、ただコスト的にいろいろ試算したところを見ますと、まず人工芝のほうが金額的にいうと優位ではないかと、いろいろ皆さん意見があると思います。

一番肝心なのが、このグラウンドができて、それから後のこのグラウンドの吉賀町地域の皆さんのために、どれだけの効力を発揮するかと、それが一番大事なことと思います。

前議員よりも、いろいろ先ほども意見もありましたように、何が目的かと、私はまず人口増加がまず頭に立ちます。前々から観光事業のことも述べさせてもらいましたが、福祉、いろいろなスポーツそういった観光もあります。

この時期に今こういった案件が出たうちに、まず建設しないと、この案が廃案になりますと、今後1年2年、この案がまた延長します。または廃案になるかもしれません。やるとしたら、もう今しかないと思いますし、先ほども言いましたように、これはこの町内、小・中・高、また町外の小・中・高の方にも来ていただいて、まず吉賀町の交流人口をふやすと、その絶好のチャンスでありますから、まず金銭のこともありますが、いかに今、昨年からも地方創生といった対策もあります、そういったことも重ね合いまして、まず、今、建設すべきだということで、この人工芝と天然芝の比較表がありますが、これにのっとっても今の人工芝案を推進してもらいたい。賛成いたしますということで終わります。

○議長（安永 友行君） 続いて、原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、原案に対して賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 修正案に対して、賛成の討論はありませんか。（「議長、言い忘れたことがあるんですけど、いいですか」と呼ぶ者あり） 討論に移っておりますので、質疑に関するとか意見についてはもうできません。

修正案に対して賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、原案に対して賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 以上で討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第55号平成27年度一般会計予算について採決をします。

初めに、2番、大多和議員から提出された修正案について、起立により採決をします。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。

したがって、修正案については否決と決定されました。

次に、原案について、起立により採決をします。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決と決定されました。

次の日程に移る前に10分間休憩します。

午後3時02分休憩

.....

午後3時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第44号 発議第4号

○議長（安永 友行君） 日程第44号、発議第4号吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、議会運営委員長の説明を求めます。8番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、ただいま議題になりました発議第4号吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、委員会発議の形で提案をさせていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様。提出者、議会運営委員会委員長藤升正夫。

吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたためであります。

条例について説明いたします。

吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例。吉賀町議会委員会条例（平成17年吉賀町条例第194号）の一部を次のように改正する。第19条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改める。附則、この条例は平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日または平成28年11月12日のいずれか早い日から施行する。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、議会運営委員長の説明は終わりました。提出者に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第44、発議第4号吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第45、発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第45、発議第3号資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務常任委員長の報告を求めます。1番、桑原総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 三平君） 平成27年3月24日、吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員長桑原三平。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第3号。件名、資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書（案）。審査年月日、平成27年3月16日。審査結果、否決。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、総務常任委員長の報告が終わりました。これより質疑を許しま

す。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。まず、原案に賛成の方の討論を許します。8番、藤升議員。（「ちょっと待ってください、提出者ですけん」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。

○議員（8番 藤升 正夫君） 提出者がいけんちゅう理由はないです。

○議長（安永 友行君） ない。

○議員（8番 藤升 正夫君） ない。

○議長（安永 友行君） ええか、あんまりよろしゅうない、まあええわ。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいまの発議に対して、賛成の討論を行います。本来、発議者が賛成討論するというのは、通常好ましくないというふうには考えておりますが、あえて討論に立ちます。と言いますのは、この外形標準課税等につき、また、資本の海外への流出ということについて、誤解があるというふうに考えますので、その点についてのみ討論として行わせていただきます。

まずここに、株式会社日本政策投資銀行産業調査部が2012年6月に行った「企業行動に関する意識調査結果」というものがございます。この中に今後の海外設備投資についての国内からの輸出ではなく、海外生産を行う理由を製造業の方に対して聞いております。これは、3つまで選んでよいということですが、答えられた方の76%が人件費等製造コストの低さ、43%が事業地への輸送コストの低さというふうにあげておりますが、低税率を含む現地政府による優遇政策については10.4%の方しか理由としてはあげておられません。

また、株式会社帝国データバンクの産業調査部が行った「海外進出に対する企業の意識調査」というものがございます。これにおきまして、海外進出を決定する際のポイントで、海外進出が意向のある企業がどうであるかを聞いたところ、良質で安価な労働力が確保できる、これが32%、現地の製品、算出需要が拡大が約40%などでありますが、税制や融資などの優遇措置があるというところは10.7%にとどまっております。

このようなことから、海外の法人税率が安いから出て行くのではないということについては、御理解をいただきたい。なおかつ、吉賀町内にあります法人税の関係で調べてみますと法人均等割に関する調べの中で、全部で131社のうち、118社がこの資本金1億円以下に該当するというのでありますし、昨年、商工会全国大会におきまして、11月に行われましたが、この中で外形標準課税の中小企業への適用拡大に断固反対を決議の中で述べております。

このような状況を加味をしていただいて、採決に臨んでいただくことをお願いをし、討論いたします。

○議長（安永 友行君） 次に原案に反対の討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案に反対する者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第45、発議第3号資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書（案）を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案否決です。したがって、原案について採決をします。発議第3号資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書（案）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、発議第3号資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書（案）は否決とすることに決定をいたしました。

日程第46. 請願第1号

○議長（安永 友行君） 日程第46、請願第1号農協改革など、「農業改革」に関する請願について、経済常任委員長の報告を求めます。9番、河村由美子経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村由美子君） それでは、委員会に付託されました案件を報告いたします。

平成27年3月24日、吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長河村由美子。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告をいたします。

1、受理番号第207号、請願第1号。件名、農協改革など、「農業改革」に関する請願。2、審査の年月日、27年3月16日。3、審査の結果、不採択。4、理由、既に同趣旨の意見書を提出済みのためということでございます。

○議長（安永 友行君） ここで、経済常任委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 既に、同趣旨の意見書提出済みということですが、いつ出されたのか、それとその内容の特徴について調べられたか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村由美子君） この趣旨に対する意見書ですけども、これは昨年26年の6月27日に政府に規制改革によるという農協の改革案ということで、農政改革ということで意見書を出されております。で、それは中身を見ますと、少しは文面等が変わっておりますけども、既に同一の趣旨に対して、そういうことが多分これ藤升議員が出されたんだと思うんですけども、今回出された、団体は違いますが、同じような趣旨であることから、これが流動的にあるわけですから、別に再三再四にわたって出して違法性はないかと思いましたがけれども、委員会のほうでは既に出されておるものだから、今回、今回と言いますか、二重にも、三重にもということじゃなくてもいいんじゃないかということで、全員一致をもちまして、そういう方向性が出たわけでございます。

特徴的なものというものにつきましては、文面が若干の、文面が違うということは意味合いも違ってくるわけなんですけども、それは要旨によっては「安心・安全な食料を生産する家族的農業経営を育て」というふうにあります。これは改革において、農業の分野にも企業進出というような動向もありますので、決して家族農業だけが安心・安全を育てるものではないということにもつながろうかと思ひますし、そういうことから言ひまして、全員一致をもって昨年の6月27日に提出されておりますので、まだ、1年もたっておらないということから、今回は不採択ということに決したわけでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 前回、私が提出はしておりませんので、あしからず。

それで、吉賀町の農業の状態からして、今、委員長が言われたその家族農業経営の育てということ云々言われましたが、一番大事にしていかなければならないというふうに私は考えております。そしてなおかつ、当町の、同趣旨で出されたということではあります。引き続き吉賀町の農業そのものを守っていくという上で、この意見、出してほしいというふうに出されております。中身に対して、異論という部分についてはあったのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○経済常任委員長（河村由美子君） 先ほど、質問がありましたことにつきましては、委員会のほうでは、協議は、そういう話は全くして言ひますか、出ておりません。

農業改革について、国のほうの基本的な考え方に基づいて、いわゆる小さな農家まで守ろうとして、食の安全等々に対して、農政改革が必要性を認めたからこういう考え方が私は出てきているんだろうと思ひますし、と言ひますが、小さな農業も今は集約化して法人化して農業を継続していこうということで、主幹産業である農業を守らなくてはいけない、安全安心な穀物をつくらなくてはならないという中では、それは農家を守らなくてはならないということは大変な事業

だとは思いますが、現実はどうかと言いますと、なかなかそのことを、農業を産業として持続可能なものにしていくとか、安定的な食料供給をするということは、農業に従事する人材不足と担い手不足等々があって、非常に厳しい現状があるのではないかというふうに思います。

したがって、この農政改革をすることによってそのことが必ずしも完結するとか担保できるとかいう問題はないかもしれませんが、我々は農業者ではありませんので、直接的にわからない部分も多いわけなんですけども、いずれにしても米の生産調整の問題とかいろんなことが絡んでおるのではと思いますけども、この中身について、先ほど質問がありましたようなことは委員会としては別段、これといった異議と言いますか、あれはありませんでした。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。まず、原案に賛成者の討論を行います。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、請願第1号農協改革など、「農業改革」に関する請願に対する賛成討論を行います。

ただいま、委員長のほうからも発言がありましたように、この内容に対して異議があるわけじゃないということでありました。それがまず第1点であります。もう1点、やはり協同組合というものの性格を捉えておけば、今、政府が農協改革と称してやっていることというのは、はっきり言って権利侵害にも該当するんじゃないかと私は考えております。本来の不十分な面が農業協同組合の中にあるという部分は指摘はされておりますが、それは農協の中でしっかりと改善をする、そのことで対応できるものでありますし、今、国が進めております農業改革というのは、こういう吉賀町のような中山間地域もどんどん手を入れないと言わんばかりの動きでありますから、本来の食料を守るという見地からも今の改革というのはマイナスになると考え、この請願に賛成をするものであります。

○議長（安永 友行君） 次に原案に反対する者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、原案に賛成する者の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第46、請願第1号農協改革など、「農業改革」に関する請願を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をします。日程第46、請願第1号農協改革など、「農業改革」に関する請願についてを採択とすることに賛成

の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

- 議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、日程第46、請願第1号農協改革など、「農業改革」に関する請願については不採択とすることに決定しました。

日程第47. 請願第2号

- 議長（安永 友行君） 日程第47、請願第2号米価対策の意見書を求める請願について、経済常任委員長の報告を求めます。9番、河村由美子経済常任委員長。

- 経済常任委員長（河村由美子君） それでは、報告をいたします。

平成27年3月24日、吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長河村由美子。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告をいたします。

記。1、受理番号第208号、請願第2号。件名、米価対策の意見書を求める請願。2、審査の年月日、平成27年3月16日。3、審査の結果、不採択。4、理由としまして、既に同趣旨の意見書を提出済みのため、ということでございます。

- 議長（安永 友行君） それでは、河村経済常任委員長に対しての質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。まず、原案に賛成する者の討論を許します。8番、藤升議員。

- 議員（8番 藤升 正夫君） それでは、請願第2号米価対策の意見書を求める請願、これに対しましての賛成の討論を行います。

少しばかりつくっている生産者のお話を聞きますと、完全に赤字だというのは当たり前の話です。なおかつ、この意見書案のほうにもありますように、大きな生産者がより打撃を受けるといふ趣旨でいうているように、こういう地域での生産というのを確保するために、米価の安定というのは非常に重要な意味を持つものと言えます。

しかしながら、政府は自給率につきまして、これはカロリーベースですが、これまで50%とされていたのを45%に下げるといふことで、食料安全保障の観点からしても、食料自給率を引き上げることは非常に重要なことではあります。本気で日本の食料自給率を上げることにその1つとしてこの米価の対策というものは重要であるというふうに考えますし、吉賀町の農地を守るといふ点で、これまでも同趣旨の意見書が提出済みということではあります。どんどん意見をあげていかなければ地方の農業はどんどん衰退に、その方向に向かっていくということに危機感を

感じ、意見書を提出をすべきと考えます。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 次に原案に反対する者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、原案に賛成する者の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第47、請願第2号米価対策の意見書を求める請願を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。日程第47、請願第2号米価対策の意見書を求める請願について採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、日程第47、請願第2号米価対策の意見書を求める請願については不採択とすることに決定しました。

日程第48. 請願第3号

○議長（安永 友行君） 日程第48、請願第3号T P P交渉に関する請願について、経済常任委員長の報告を求めます。9番、河村由美子経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村由美子君） それでは、報告をいたします。

平成27年3月24日、吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長河村由美子。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告をいたします。

記。1、受理番号第209号、請願第3号。件名、T P P交渉に関する請願。2、審査の年月日、27年3月16日。3、審査の結果、不採択。4、理由としまして、既に同趣旨の意見書を提出済みということでございます。

○議長（安永 友行君） ただいま、委員長の報告が終わりましたが、ここで皆様におつなぎをします。

石井教育長においては、町内の小中学校の教職員の離任式が4時から予定されておりますので、離席をされましたことを報告します。

それでは、経済常任委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 既に、同趣旨のということでしたが、この出ております

「I S D条項」というものは言われております。そういう部分で、どのようなものかということについて、委員会の中では、調査されたかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村由美子君） 御質問にお答えしたいんですが、そのことについては、条項について調査はいたしませんでした。そういう意見もございませんでした。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。まず、原案に賛成する者の討論を許します。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、請願第3号T P P交渉に関する請願につきまして、原案に対する賛成の討論を行います。

不採択とした理由は既に同趣旨の意見書が提出済みのためとありますが、現在T P P交渉については非常に緊迫した状態に立ち入っております。本当にしっかりと反対を表明をしていかなければ、どんどんなし崩し的に日本経済が崩されていくと、ましてや、経済だけでなく国民の胃袋までが潰される、そして田舎のほうの土木建設業に対しても、ほかの外資が入ってくるというような可能性も秘めております。そういう点をおきまして、このままT P P交渉、政府に委ねておくということは、いろんな意味で日本にとってマイナスでしかないというふうに考えております。

既に、例えば米であれば、アメリカから5万トンもの輸入を認めるというという方向で話が進んでいるという報道もあるように、なし崩し的に日本の食料生産また食、医療、保健、建設業、そういうものに全体にこのT P Pというのが影響を及ぼすということであれば、これ以上この交渉を続けるのではなく、撤退をすることこそ日本にとって有益であるというふうに考えますし、現在のT P Pの交渉の進行状況を見ると、今改めて提出をするということは非常に重要であると考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 次に、原案に反対する者の討論を許します。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案に賛成する者の討論を許します。賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第48、請願第3号T P P交渉に関する請願を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。日程第48、請願第3号T P P交渉に関する請願について、採択とすることに賛成の方は挙手を願いま

す。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、日程第48、請願第3号TPP交渉に関する請願については不採択とすることに決定いたしました。

日程第49. 陳情第1号

○議長（安永 友行君） 日程第49、陳情第1号急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書について、経済常任委員長の報告を求めます。9番、河村由美子経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村由美子君） それでは、報告をいたします。

平成27年3月24日、吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長、河村由美子。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記。1、受理番号第213号、陳情第1号。件名、急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書。2、審査の年月日、27年の3月16日。3、審査の結果、不採択。4、意見としまして、個人が行った宅地造成地に対しまして、その補修費用を行政が支援する事例があるかどうかということ、今後の調査が必要であろうということで、不採択といたしました。現在のところは、個人の私有地に対して造成の費用を出すということはありませんということでございます。

○議長（安永 友行君） それではここで、経済常任委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この箇所は確かに個人の宅地でございますが、この下に町道があるわけでございます。その町道ののり面の下、溝の周辺、水が湧き出ているところも何か所かあります。そうしたことで、町道に対する影響はどういうふうにかえられたか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 9番、河村経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村由美子君） あいにく、その日は調査に行きましたが、雨が降っておりませんで、水が出た形跡もありませんし、それによって膨れ出ているというような、土砂が流れ出たという現状も見受けられません。もちろん、時期が時期ですから草がぼうぼうに生えておりまして、ちょっと見にくかったんですけども。それと同時に、その下は当然おっしゃるように町道があるわけなんです、その隣接はまた個人の田んぼというふうになっておりまして、小さな溝がありましたけども。そういったところでその周辺を見ますとかなり急傾斜地がずっとありまして、昔は崖住とか崖地災害とかいうことでいろんな県事業等もあったと思われるんですが、栗栖医院のところなんかはすごく山と急傾斜がくっついておると、その書類的には出ておりませんが、個人的に町のほうへ何とかならないだろうかというふうなことが何度も崖が崩れて、石

ころが落ちてきそうなかきたとかいうようなことがあったようでございます。

したがって、やるとすれば今実際にそこを土石流みたいなのが流れておるちゅうような形跡がないんですけども、ずっと上がって調査をしてみますと、山から谷が出てるわけなんです、その谷、下には谷底があつて、その上にどういふわけか造成したんではないかと思うんですが、したものではないと思いますが、その上に住宅が建つておったりとか、山の谷の通り道というような現状でございましたけども、実際には、普通はどなたが土地を買われても、宅地の造成をするときには自分がのり面を擁壁であつたり、ブロック積みとかできちつとしたものつくつて、住宅なり倉庫を建てられると思うんですが、それが現状されておりませんでして、年月がたつて少しは草とか何とかで自然に崩落してきたようなことはありましたけども、いずれにしても、そのことを単独で町民の方が自治会を通じて今後もいろんなことで個人的なことがあるかと思うんですけども、聞いてみますと合併前からああいうふうだったということもありますが、合併して10年過ぎましたし、いずれにしても、議会ほうも、我々も含めてですが、いろんな町民の方が今後そういうことが申し出があると思うんです。そういったときにあらかじめ、どういった補助の対策がとれるとか、これは県がやるべきもん、町がやるべきものということも判断して受け付けていくようにしないと、ただ委員会で付託されたから、不採択になつたつていうようなことで、逆恨みちゅうようなことはないと思いますけど、てなことを言われるのも甚だいろいろ考えるところがありますので、それは執行部のほうも町のほうも困ると思いますのでいずれにしても大変なところはわかりましたけれども、今のところは、現状は予算措置ができないということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。まず、原案に賛成の方の討論を許します。ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の陳情について、委員長の報告について、賛成討論といたしますか、原案に対して賛成ですが、意見書に書いてありますように、現在の状況から、私も現場見たことありませんけれども、今の委員長の報告に基づいて、現状をしばらく検討してみる必要があるのではなからうかと思ひ、この原案に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 次に、原案に反対する者の討論を許します。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、原案に賛成する者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第49、陳情第1号急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。日程第49、陳情第1号急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書について採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、日程第49、陳情第1号急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書については不採択とすることに決しました。

日程第50. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第50、閉会中の継続調査を議題とします。

総務常任委員長及び経済常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づきお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しましたが、ここで中谷町長より発言を求められております。これを許します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいというように思います。御提案を申しあげました議案全てにつきまして、御可決をいただきました。大変ありがとうございました。また、新年度予算につきましては、大型の予算でございまして六日市病院の支援また議論となりました真田グランドまた蔵木のグラウンド、そういった意味で住民の皆様方が期待されておる事業を、また網羅して大変大きな金額となっております。そういった中でいろいろ御議論をいただきましたけれど、やはり住民の立場に立っての御判断をいただきましたかったなというような思いがいたしておりますけれど、いずれにいたしましても、全部可決いただきましたことを感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了をいたしました。

これで会議を閉じます。平成27年第1回吉賀町議会定例会を閉会します。
御苦労でございました。

午後4時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員